

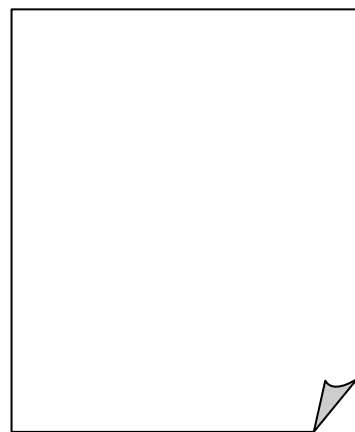
横浜市障害者プラン（第2期） ～横浜市障害福祉計画（第2期）～

〔素案〕

計画期間：平成21年度から平成26年度まで
（6年間）



はじめに



市民意見募集の対象とします

目

次

I 基本的な考え方 1

II 将来にわたるあんしん施策 6

- 1 親亡き後も安心して地域生活がおくれる仕組の構築・・・・・・・・ 8
- 2 障害者の高齢化・重度化への対応・・・・・・・・ 9
- 3 地域生活のためのきめ細かな対応・・・・・・・・ 10

III 重点施策 14

- 1 普及・啓発のさらなる充実・・・・・・・・ 15
- 2 相談支援システムの機能強化・・・・・・・・ 17
- 3 地域生活を総合的に支えるしくみの構築・・・・・・・・ 23
- 4 医療環境・医療体制の充実・・・・・・・・ 27
- 5 障害児支援の体制強化・・・・・・・・ 31
- 6 障害者の就労支援の一層の拡充強化・・・・・・・・ 35
- 7 発達障害児・者支援の体制整備・・・・・・・・ 39
- 主な施策・事業・・・・・・・・ 精査中

IV 横浜市障害福祉計画 56

市民意見募集の対象ではありません

V ライフステージを通じた支援体制

1	ライフステージを通じて一貫した支援体制	精 査 中
2	ライフステージに応じた施策	
(1)	乳幼児期	
(2)	学齢期	
(3)	成年期	
(4)	高齢期	
○	ライフステージ別の主な施策・事業	

VI 資料編

1	基礎統計資料	精 査 中
2	横浜市障害者プラン（第1期）の検証・評価	
3	各事業の実施状況	
4	ニーズ把握調査結果	
(1)	アンケート調査	
(2)	グループインタビュー	

VII 推進体制・他の計画との連動

1	他の計画との連動	精 査 中
2	推進体制	

I 基本的な考え方

横浜市障害者プラン（第2期）の策定にあたって ～横浜市のこれまでの取組

横浜市では、平成16年度から20年度までの5か年間を計画年次とする「横浜市障害者プラン」を策定し、これを障害者基本法に基づく市町村障害者計画と位置づけ、本市における障害者施策の基本指針として推進してきました。その後、平成18年度には、障害者自立支援法の施行に伴って市町村障害福祉計画を含むものに改定しました。

「横浜市障害者プラン」に基づいて様々な施策・事業を推進することにより、これまでの5年間で本市の障害福祉施策は大きく前進しました。具体的な取組状況については第6章で詳しく検証・評価を行っています。これらの取組の成果を前提として、平成21年度から26年度までの6年間を計画年次とする「横浜市障害者プラン（第2期）」を策定します。

「横浜市障害者プラン」では、障害者の自己選択と自己決定の実現を図る社会の構築を基本理念として、障害者の力を十分に発揮していくことを念頭に「プランでめざす社会」を4つ設定したうえで、それらの4つの社会を実現するための施策の方向性を明確にした「目標設定型」のプランとしました。

「横浜市障害者プラン」を当初策定して以降、障害者自立支援法の施行や景気の後退など、本市の社会福祉施策を取り巻く社会経済情勢は大きく変わりました。しかし、本市としてめざすべき「社会像」は普遍であると考えます。そこで、第2期においても引き続き4つの「社会」の実現のための取組を進めていきます。

取組にあたっては「施策展開のための視点」として6つの視点を意識し、それらの視点を踏まえて今後重点的に推進していく施策を7項目の「重点施策」として取りまとめました。また、ニーズ把握調査などの結果、特に重要で緊急と思われる課題認識を「将来にわたるあんしん施策」としてまとめました。 【⇒2ページの図】

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、基本的にはこれまでの方向性を踏襲しつつ、より一層の施策展開を行うよう、それぞれの施策の機能強化・充実を進めます。また、新たに将来にわたるあんしん施策を打ち出すことにより、顕在化している様々な課題にていねいに対応し、プランでめざす社会の実現を図っていきます。

施策展開にあたっては、市民一人ひとりが各自の役割について認識してお互いにそれを共有し、市民・地域・公的機関など、社会全体で取り組むことが必要です。また、福祉・保健・医療・教育・労働などの各分野間の連携、協力が不可欠です。

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めます。
 そこで、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するために、横浜市における施策の方向について具体的に示します。

プランでめざす社会

障害者が自らの意思で生活を決めることができる社会

障害者が住み慣れた地域で生活を送れる社会

障害者が安心して日々の生活を送れる社会

障害児の学習環境を整備し、生活を支えていく社会

施策展開のための視点

- 障害者の人権の尊重と保障
- 障害者自身が解決する力の向上
- 生涯を通じて一貫した支援体制の整備
- 地域生活を継続するための施策の展開
- 当事者・地域・行政の協働
- 将来にわたるあんしんのための施策展開

「将来にわたるあんしん」という課題認識のもとで具体策の検討を行い、必要に応じて重点施策に位置づけて推進していきます。

将来にわたるあんしん施策
 <視点・課題認識>

重点施策

- (1) 普及・啓発のさらなる充実
- (2) 相談支援システムの機能強化
- (3) 地域生活を総合的に支えるしくみの構築
- (4) 医療環境・医療体制の充実
- (5) 障害児支援の体制強化
- (6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化
- (7) 発達障害児・者支援の体制整備

地域生活のためのきめ細かな対応

障害者の高齢化・重度化への対応

親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築

障害特性やライフステージを踏まえたきめ細かな施策の展開

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病や発達障害、高次脳機能障害などこれまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるような施策の展開を図っていきます。また、ライフステージを通じて一貫した支援体制という視点に立って施策の充実を進めていくことが必要です。

一方で、それぞれの障害特性やライフステージに応じた課題に対応していくことも重要なことはもちろんです。「横浜市障害者プラン（第2期）」では、一貫した支援体制を構築する中で、個々のニーズに対応した個別の施策・事業を展開していくという、重層的な制度設計・運用を図っていきます。

こうしたしくみを機能させるためには、それを支える福祉人材の育成と確保も重要な課題であり、そのための取組を強化する必要があります。また、障害者自身や家族などの持つ力を高めていくための取組や地域で市民がともに支えあうしくみの構築により、それぞれの力を十分に発揮していくようにしなければなりません。

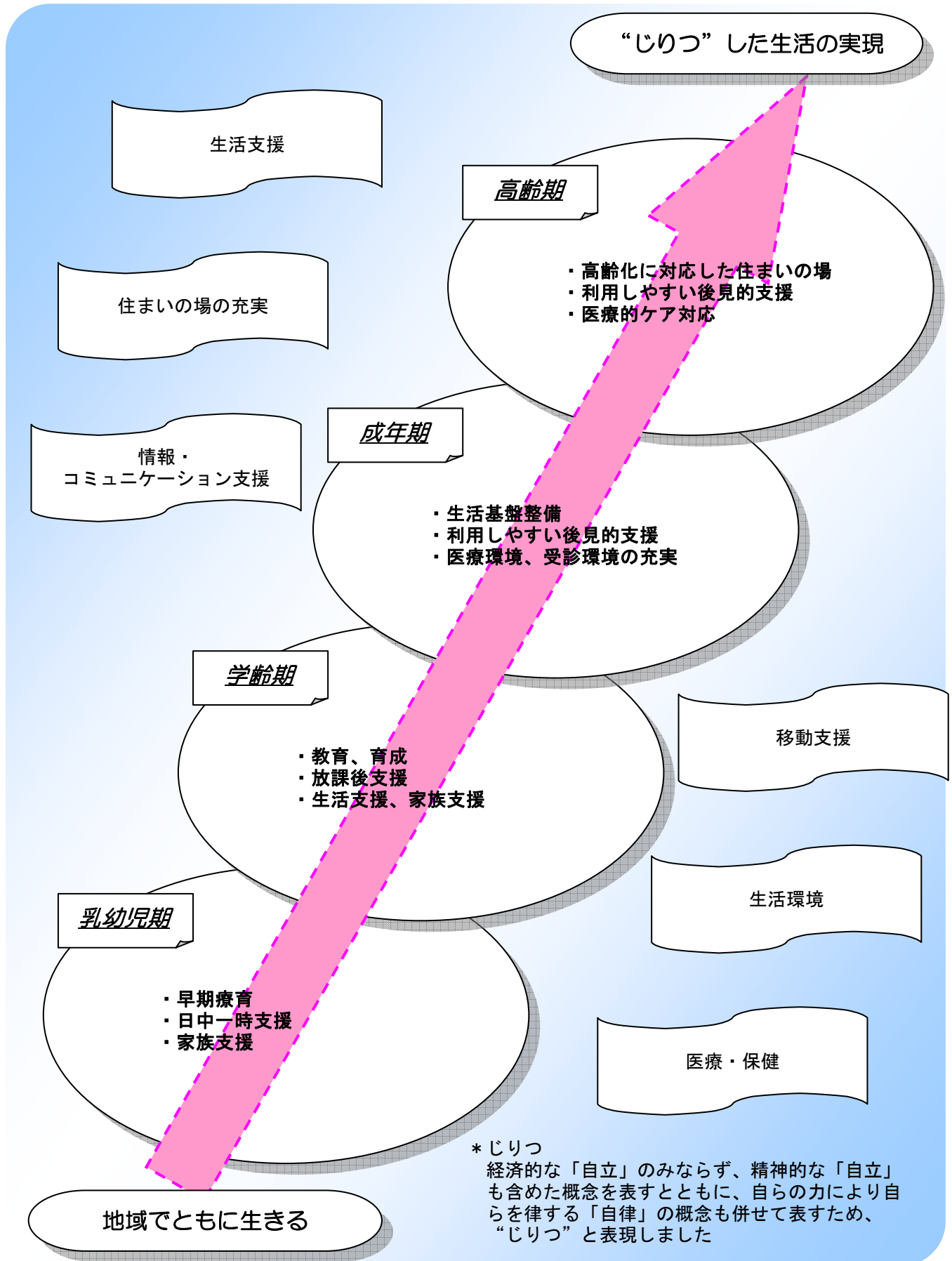
サービス等基盤整備に関する施策の展開

こうした考え方のもと、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、居宅介護・移動支援など生活を直接支える事業や日中活動の場の拡充、グループホームなど生活の場の充実、就労支援の一層の拡充などの施策を、「障害福祉計画」に目標数値を設定したうえで、一層推進していきます。

また、「横浜市福祉のまちづくり条例」の理念にもあるとおり、“よこはま”が人間性豊かな福祉都市となるよう、市民・事業者・横浜市の協力・連携のもと、地域のバリアフリー化など、ゆたかでうるおいのある生活を送ることができるよう、第1期のプランに引き続き、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。

さらに、障害者の地域での生活がより豊かで充実したものとなり、子どもから高齢者まで多くの市民の交流を図ることができるよう、障害者のスポーツや文化振興のための施策にも一層の取組を進めていきます。

ライフステージを通じて一貫した支援体制



横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

○横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対する支援のうち特に後見的支援を要する障害者に対する支援に関し、横浜市（以下「市」という。）及び市民の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定めることにより、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、もって障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。

2 この条例において「後見的支援を要する障害者」とは、現に福祉サービス等を選択して利用することができないため、生活を営むことが困難である市内在住の障害者であって、親等がいない、又は親等が養護を行うことができないものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、後見的支援を要する障害者に対する支援施策を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、ともに生活する地域社会の一員として、後見的支援を要する障害者が安心して生活を営むことができるように協力するものとする。

(自ら生活を営む努力)

第5条 後見的支援を要する障害者は、必要な支援を受けながら、地域において自ら生活を営むことに努めるものとする。

(市の支援施策)

第6条 市が実施する後見的支援を要する障害者に対する支援施策は、次のとおりとする。

- (1) 後見的支援を要する障害者の生活に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。
- (2) 民法(明治29年法律第89号)の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求を行うために必要な支援を行うこと。
- (3) 後見的支援を要する障害者が地域において生活を営むための場及び費用の確保を行うこと。
- (4) 後見的支援を要する障害者が保有する資産の保全又は活用のための助言、あっせん等を行うこと。
- (5) 現に障害者を養護している市内在住の親等を対象として、後見的支援を要する障害者に対する支援に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。
- (6) その他後見的支援を要する障害者に必要な支援を行うこと。

第7条及び第8条 省略

横浜市では、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進するなどのため、平成13年に「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」を制定しました。この条例では、その目的を達するために市（行政）・市民・当事者がそれぞれの持つ責務を果たすことが必要であるとしています。

「将来にわたるあんしん施策」の検討により、条例にうたわれている目的やそれぞれの責務を基本理念としつつ、さらなる支援施策の展開に必要な条件整備を行い、地域生活を送るうえでの安心を実現していきます。

Ⅱ 将来にわたるあんしん施策

“将来にわたるあんしん施策”とは

「横浜市障害者プラン（第2期）」の策定にあたっては、第1期の検証結果とあわせて、アンケートやグループインタビューなどの「ニーズ把握調査」を実施し、障害のある方やその家族に真に求められている施策展開をめざして検討を行いました。その結果、将来にわたって安心して生活し続けるための施策の推進が重要であることを改めて認識しました。

また、第1期プランの中では、社会経済情勢や施策事業の推進状況などを踏まえて、サービス提供にあたっての利用者負担や助成制度・手当等のあり方について検討することとしていました。「在宅心身障害者手当」は、障害のある方への在宅福祉施策がほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後の35年間で障害基礎年金が創設されるとともに、グループホームや地域作業所・地域活動ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきたことなどの現状を踏まえて、制度の見直しが求められていました。

このような変化のもと、障害者やその家族、学識経験者などが参加する「横浜市障害者施策推進協議会」で「手当」のあり方について話し合いを重ねました。その結果、個人に支給する手当を、多くの障害者や家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では「在宅心身障害者手当」を見直して、将来にわたるあんしんのための施策に転換することとしました。そこで、それらの施策を進めていくための課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」を取りまとめ、「横浜市障害者プラン（第2期）」に明記することとしました。

「将来にわたるあんしん施策」については、これまでも進めてきたとおり、障害者、家族、障害者団体、事業者等と行政、関係機関が共に作り上げていくこととします。また、様々な場で聞き取った意見を踏まえ、障害者施策推進協議会や障害者施策検討部会等での協議を通じて具体化していきます。

親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組の構築

プラン策定のためのニーズ把握調査や、在宅障害者手当の見直しに関する意見募集や障害者団体等との意見交換の場で、「親亡き後の不安」を訴える声が非常に多数寄せられました。このことは、各種福祉サービスの基盤整備が進んできた現在においても、依然として家族による支援が大きな力となっていることを物語っています。

また、一方で「親亡き後」のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて支援を始める必要性についても指摘されています。さらに、例えば精神障害のある方の家族からは、本人に対する支援と同時に家族支援の重要性もあげられています。こうした視点に立って、後見的支援を要する方への支援策を重点施策とあいまって確立することが必要です。

後見的支援の充実

成年後見制度については、制度自体の利用のしにくさが課題としてあげられています。そのため、身上監護を含めた対応や法人等によるチームとしての後見手法の検討、費用負担に対する助成などの施策展開について検討を進めます。また、家族に対する支援や家族の間からの早期対応の手法についても検討します。

例えば、「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」の趣旨に基づいて、緊急時に適切な支援が行えるよう、生涯にわたる見守りや生活支援を行う法人等の運営支援などの施策について、横浜市社会福祉協議会とも連携して検討を進めます。

さらに、緊急時に即応できる訪問医療や訪問看護、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援などのサービスを包括的に提供できる、緊急対応型の地域生活支援のための拠点施設づくりの検討を進めます。また、「いざ」というときに何でも相談でき、即座に適切な支援を受けることができるホットラインのしくみを検討し、安心して地域で暮らし続けるための支援を行います。

* 後見的支援・・・民法上の成年後見制度のみではなく、支援を要する障害者の権利擁護の観点に立って、地域において安心して生活を送ることができるよう行う支援。
具体的には「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」の趣旨にのっとり、さらなる施策の展開を図ります。

障害者の高齢化・重度化への対応

「親亡き後の不安」とならんで、多数の声が寄せられたのが「障害者の高齢化・重度化」への対応という課題でした。「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことができなくなる」といった「将来」に対する不安の声があがっています。また、コミュニケーション支援の重要性についてのご意見もいただきました。

これらの声の多くは、安心して住み続けることのできる「住まいの場」の充実、「医療的ケア」の必要性などを必要な支援策としてあげています。住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる社会を構築するため、こうした声を受けて、一層の取組を推進していく必要があります。

住まいの場の充実

長年住み続けている自宅での生活や、グループホーム・ケアホームでの生活など、障害のあるなしに関わらず、自ら「住まいの場」を選択し、生活し続けることができるよう、必要な施策や取組について、検討していきます。

例えば、グループホームやケアホームにおける支援について、高齢化により心身の機能が低下した方や、重度の障害のある方でも日中も安心して暮らせる支援体制のあり方を検討します。また、契約手続等の支援を行うことにより、民間の賃貸住宅への入居にあたっての不安を解消し、在宅での生活を支える取組を進めます。

医療的ケア対応

重症心身障害児・者や精神障害者など、常に医療的なケアが必要な方が地域で生活し続けるためには、そのための体制づくりが必要です。グループホームやケアホームを含めた在宅生活を支えるための施策について、医療スタッフ以外の職員による対応などを含めた検討を進めるとともに、日常生活支援や日中活動支援の充実を図ります。

地域生活のためのきめ細かな対応

障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるためには、解決すべき様々な課題があります。それらの課題にきめ細かにていねいに対応し、地域でともに支えるしくみづくりなど、一人ひとりの生活を個別に支援するための取組を充実していく必要があります。

地域生活のための課題の中で特に多くの声が寄せられたものとして、「医療環境・受診環境の充実」があげられます。障害児・者の医療環境整備については、これまでも第1期障害者プランの重点施策として取り組んできましたが、第2期においても引き続き一層の取組が求められています。

また、将来に向けた相談ができる相談支援体制の充実強化、入所施設による地域生活支援機能の強化、市内どこに住んでいても必要に応じて使える自立生活アシスタント派遣事業の機能強化・拡充、きめ細かなニーズに対応できるコミュニケーション支援の充実などの取組を検討していきます。

さらに、地域生活のためにきめ細かく対応することができる人材の確保や育成を図るための支援を行います。

医療、受診環境の充実

障害の種類や程度に関わらず安心して受診することができる医療機関が身近にあること、医療機関相互の連携が図られていること、そして日常的な健康管理に関する支援は、地域生活を支える基本的な要件のひとつです。医療従事者の障害理解の促進や、在宅での医療ケア対応、入院時のコミュニケーション支援など、一層の取組を図っていきます。

総合的な移動支援施策体系の検討

移動支援も、障害者の地域生活を支える重要な課題となっています。移動支援のための施策はこれまでも段階的に充実してきましたが、より使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるよう、身近な地域での支援活動なども視野に入れて、総合的な移動支援施策の体系化を検討します。

特に通所・通学などの送迎体制やより使いやすい通院支援の充実について、各区の社会福祉協議会や地域ケアプラザにおける送迎体制の整備に向けた新たなネットワークづくりなど、地域における共助の取組を含めて検討を進めます。

将来にわたるあんしんのための施策展開



親亡き後も安心して
地域生活が送れる仕組み

後見的支援

障害者の高齢化・
重度化への対応

住まいの場

医療的ケア対応



障害児・者

地域生活のための
きめ細かな対応

医療・受診環境

総合的な移動支援施策体系



地域でともに支えるしくみづくり

将来にわたるあんしん施策として検討する施策・事業の例

親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組の構築

後見的支援の充実

法人等によるチームとしての後見的支援

費用負担に対する助成制度

家族がいるうちからの継続的な支援

緊急時対応事業（仮称）

ホットライン

障害者の高齢化・重度化への対応

住まいの場の充実

いつでも安心して暮らせるグループホーム

民間住宅入居時の支援制度

医療的ケア対応

在宅における医療的ケア対応

重症心身障害児・者などの日常生活支援

地域生活のためのきめ細かな対応

医療・受診環境の充実

安心して受診できる身近な医療機関

医療従事者の障害理解の促進

入院時のコミュニケーション支援

総合的な移動支援施策体系の検討

移動支援施策の再構築

自立生活アシスタントの拡充・機能強化

III 重点施策

(1) 普及・啓発のさらなる充実

現 状

障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会を実現するためには、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要です。横浜市は、平成15年に「横浜市障害者プラン」を策定する際に疾病や障害についての理解を深めるための「普及・啓発の更なる充実」を重点施策に掲げ、取組を進めてきました。

取組の一つに、市内の障害福祉関係団体・機関で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」があります。ここでは、コミュニケーションボード(※)の作成・普及や公共機関・医療機関への啓発研修などを通して、障害への理解を深める活動を行っています。

しかし、市民の理解はまだ十分であるとはいえない状況であり、引き続き社会全体で障害についての理解を深めていくことが必要です。

ニーズ把握調査結果より

ふだんの暮らしの中で「意思が伝わらない」「周囲の理解がない」と感じる人の割合は、引き続き高い数値を示しています。特に外見から障害が分かりにくい知的障害や精神障害の人が、周囲の理解を求める割合が高くなっています。

生活面で困ること(複数回答)		平成15年	平成20年
自分の意志が相手に伝わらない	身体障害	27.4	28.7
	知的障害	72.5	65.6
	精神障害	—	38.4
周囲の理解が足りない	身体障害	20.3	21.8
	知的障害	26.1	36.1
	精神障害	—	36.1

*平成15年は身体障害と知的障害が対象。平成20年はこれに精神障害も対象としています。

※「コミュニケーションボード」は、文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードに描かれた絵や記号を指差すことで、意思を伝えやすくする道具です。これまでに「お店用」「救急用」「災害用」を作成しました。

(<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shogai/kankoubutu/board/kyukyu.html>)

今後の考え方

市民が疾病や障害についての理解を深めることは、障害のある人の教育や就労、交通や住居など地域生活の様々な場面で求められる基盤となるものであり、今後、共助による支えあいや見守りなどの地域における支援体制を形成するためにも、継続的に普及・啓発活動を行うことが重要です。

そのため、学校教育での取組をさらに深めていくとともに、地域住民と一緒に活動を実施していくことが必要です。ニーズ把握調査で、39%の人が災害時の安全確保が不安だとしていますが、地域での普及・啓発活動を進めることは、災害時の支援体制づくりにも効果があると考えます。

また、「セイフティーネットプロジェクト横浜」は、当事者が主体となって行う活動であり、この活動が継続されるよう必要な支援を行い、引き続き協働による普及・啓発を行なっていきます。この他、ホームページなどを活用した普及・啓発に関する情報発信の充実にも取り組んでいきます。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援	セイフティーネットプロジェクト横浜の活動や、その他の市民活動による障害理解のための研修や講演、研究、地域活動などを支援・協働し、さまざまな普及啓発を推進します。
災害時における要援護者支援の推進	地域において災害時の要援護者支援をテーマとした普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人や家族が地域で行われる防災訓練に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
疾病や障害に関する情報の発信	ホームページ等の媒体を活用して、発達障害や高次脳機能障害など新たな障害を含め、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者、関係者の理解の促進に努めます。
副学籍(*)による交流の推進	特別支援学校の児童生徒が地域の小中学校に副学籍を置き、交流及び共同学習を推進します。副読本「みんな友だち」を活用しながら、小中学校において障害理解を推進します。

* 副学籍：特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校の児童生徒と一緒に学ぶための仕組み



(2) 相談支援システムの機能強化

現 状

相談支援システムの体制整備として、①身近な相談者、一次相談支援機関、二次相談支援機関の重層的な相談の仕組み、②個別支援会議から浮かびあがる課題を地域自立支援協議会で考える仕組みを作りました。しかし、まだこの相談支援システムが、障害者本人や家族、関係者に十分に活用されていません。相談支援システムの普及とあわせ、障害者本人や家族が問題を解決するための的確なアドバイスを受けることができるとともに、その状況や気持ちをよく理解し、共感できる人材のさらなる養成と確保が今後の課題です。

ニーズ把握調査結果より

【日頃、身近で相談する相手】

家族	86.1%
友人・知人	29.5%
施設等の職員	19.5%
相談支援機関	3.5%

【相談支援の利用意向】

今後利用したい	57.8%
利用する必要はない	27.1%

【相談した問題解決に必要なこと】

相談者の状況や気持ちを理解してもらえる	72.8%
的確なアドバイスができる人材がいる	52.7%

第1期の取組状況

【相談支援事業実施機関数】

	18年度	19年度	20年度	
障害者地域活動ホーム	15	16	16	※23年度までに全18区開所予定
入所施設等専門機関	6	7	8	
就労支援センター	6	6	8	
地域療育センター	7	7	7	
精神障害者生活支援センター(※)	(8)	11	14	※23年度までに全18区開所予定
計	35(43)	49	53	

【地域自立支援協議会設置状況】

18区のうち、16区に設置済み

【人材育成・確保のための取組】

- ケアマネジメント研修修了者（平成11年度から17年度まで）・・・ 1,078名
- 相談支援従事者研修修了者（平成18年度から20年度まで）・・・ 291名

今後の考え方

第1期プランで取り組んだ「システムの構築」を受け、第2期プランではシステムがより一層円滑に機能することを目標に、「システムの機能強化」のための取組を行います。

① 広める

相談支援システムが浸透するよう、障害者本人、家族、関係機関に対して普及活動を行います。

② 深める

身近な相談者、一次相談支援機関、二次相談支援機関の面接スキルなどケアマネジメント技術や自立支援協議会の進め方などの技術支援などを通して、人材のさらなる養成と確保をすすめます。

③ 活かす

自立支援協議会を活用し、相談支援システムの評価並びに個別ケースの積み重ねから見える地域の福祉的課題の解決をはかります。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
相談支援システムの普及 (広める)	障害者本人や家族が1人で悩みを抱え込まないために、相談支援システムの活用促進にむけ、本人・家族・関係者にシステムの普及を図ります。
相談支援従事者の養成 (深める)	相談支援従事者としての意識、知識(3障害の特性の理解、発達障害者等障害者手帳の対象にならない障害の理解、精神疾患の早期受診受療支援等)技術をもった人材のさらなる養成・確保のために相談支援従事者研修を実施します。
自立支援協議会強化のための技術支援 (深める)	「地域自立支援協議会」が地域課題をまとめ、市自立支援協議会に施策提案するために、「個別支援会議や自立支援協議会の運営手法」と「施策提言策定の技術」等について、事務局(区役所と地域活動ホーム)を技術支援します。
ケアマネジメントの充実 (深める)	相談支援事業と関連の深い他事業(障害者自立生活アシスタント派遣事業や精神障害者退院促進支援事業など)との連携を強化し、相談支援事業利用者のニーズを満たします。
当事者相談の推進 (深める)	障害者本人や家族による当事者相談を、「身近な相談」として引き続き相談支援の窓口の一つとするとともに、社会状況に即した効果的な仕組みを検討・推進します。
相談支援事業評価基準の策定 (活用する)	より機能する相談支援システムを目指し、市自立支援協議会で相談事業の評価基準を策定し、評価を試行します。
難病患者への医療講演会・交流会の実施	患者数が少なく治療法が確立されていない難病患者に、病気の知識や日常生活の工夫についての情報を提供するため、専門医による医療講演会の実施を推進します。また、患者同士の交流と情報交換を支援するために、疾患別の患者交流会を引き続き実施します。

※障害者自立生活アシスタント派遣事業

単身等で生活する知的障害者及び精神障害者が地域生活を継続するために、専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」を派遣して、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行う事業

※精神障害者退院促進支援事業

精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者の方で、この事業の利用を希望し、かつ病院の主治医から推薦がある方を対象者に決定し、専任の職員(自立支援員)による退院に向けた支援を行う事業

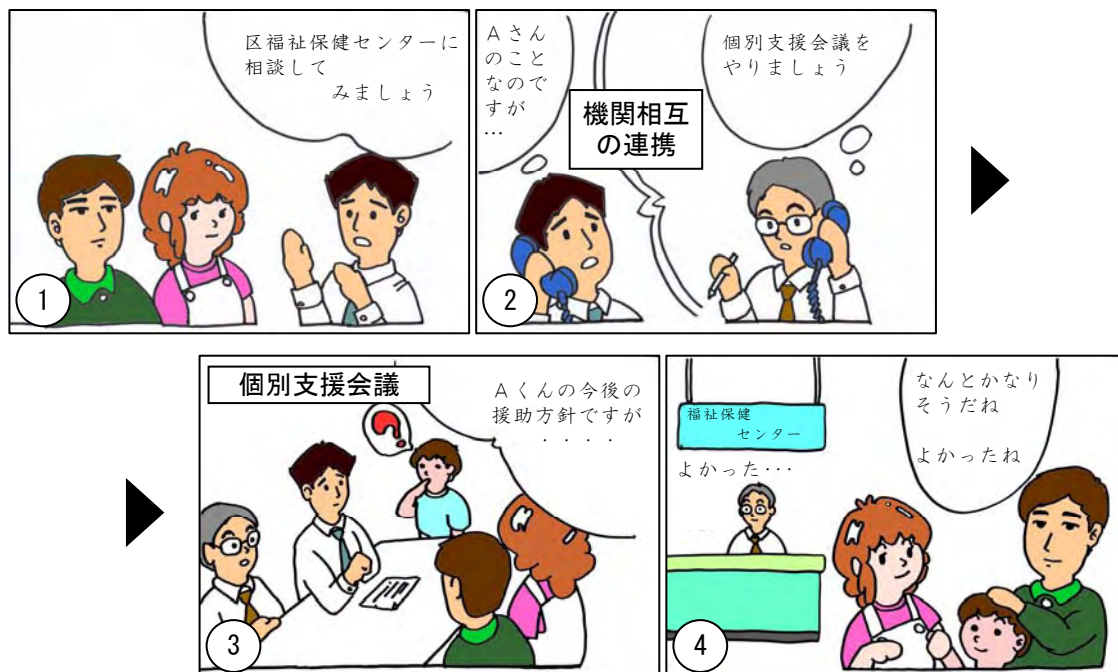
相談支援ってこんなこと

<広める>



身近な相談者も含めて、課題を抱えている障害児・者や家族を把握し、適切な相談の場につなげます。

<深める 1>



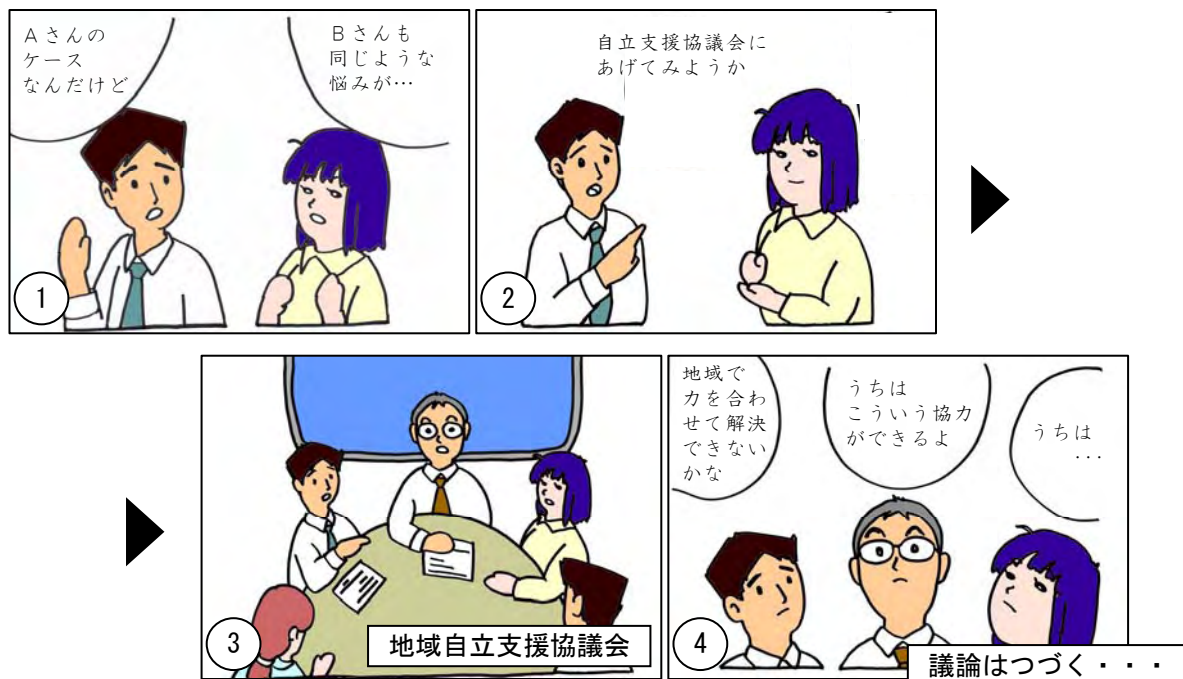
支援機関相互が有機的に連携することにより、課題解決を図ります。

<深める 2>



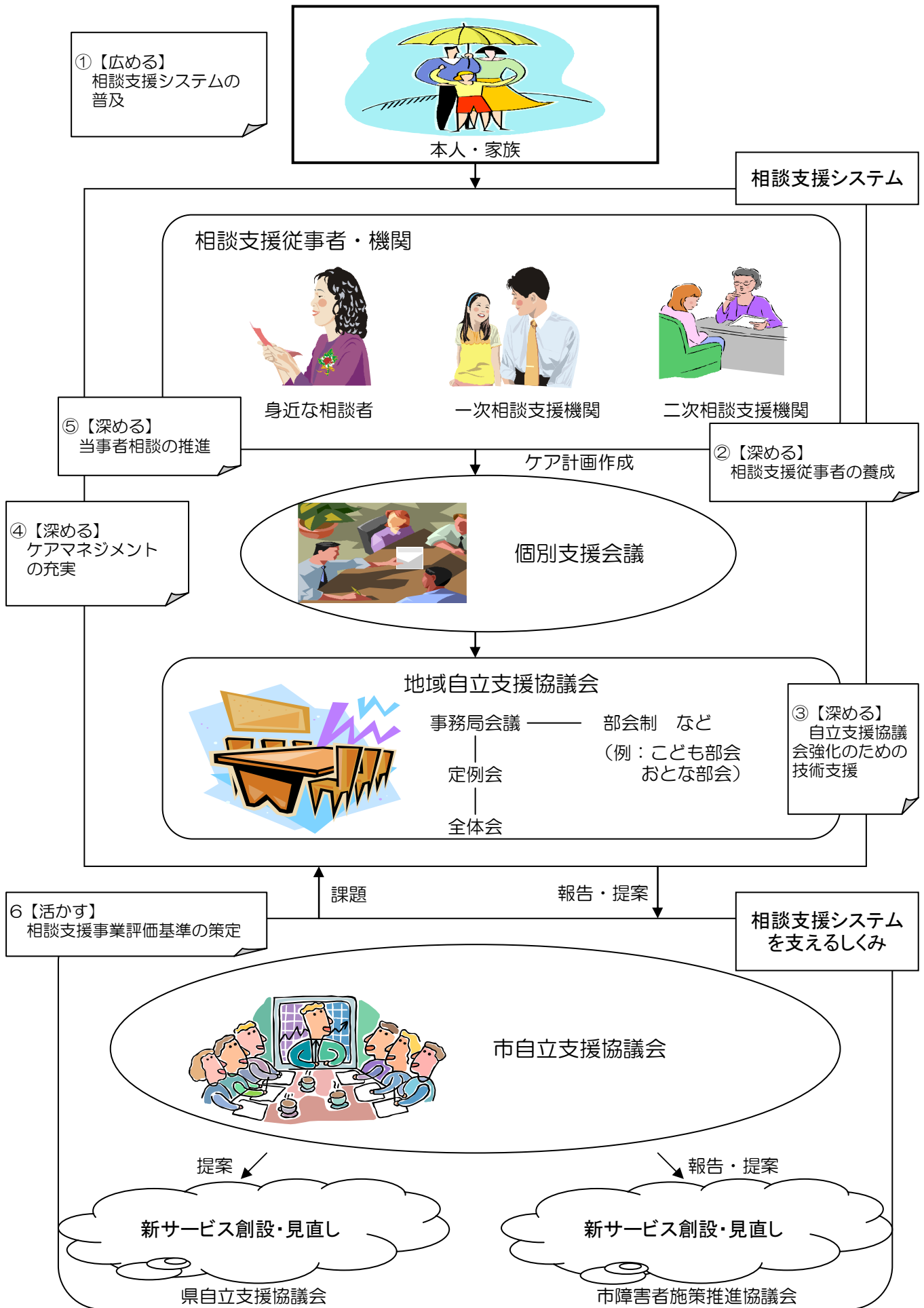
ケア計画を作成し、サービス利用が始まった後もモニタリング等のフォローアップを行い、より効果的なサービス利用としていきます。

<活かす>

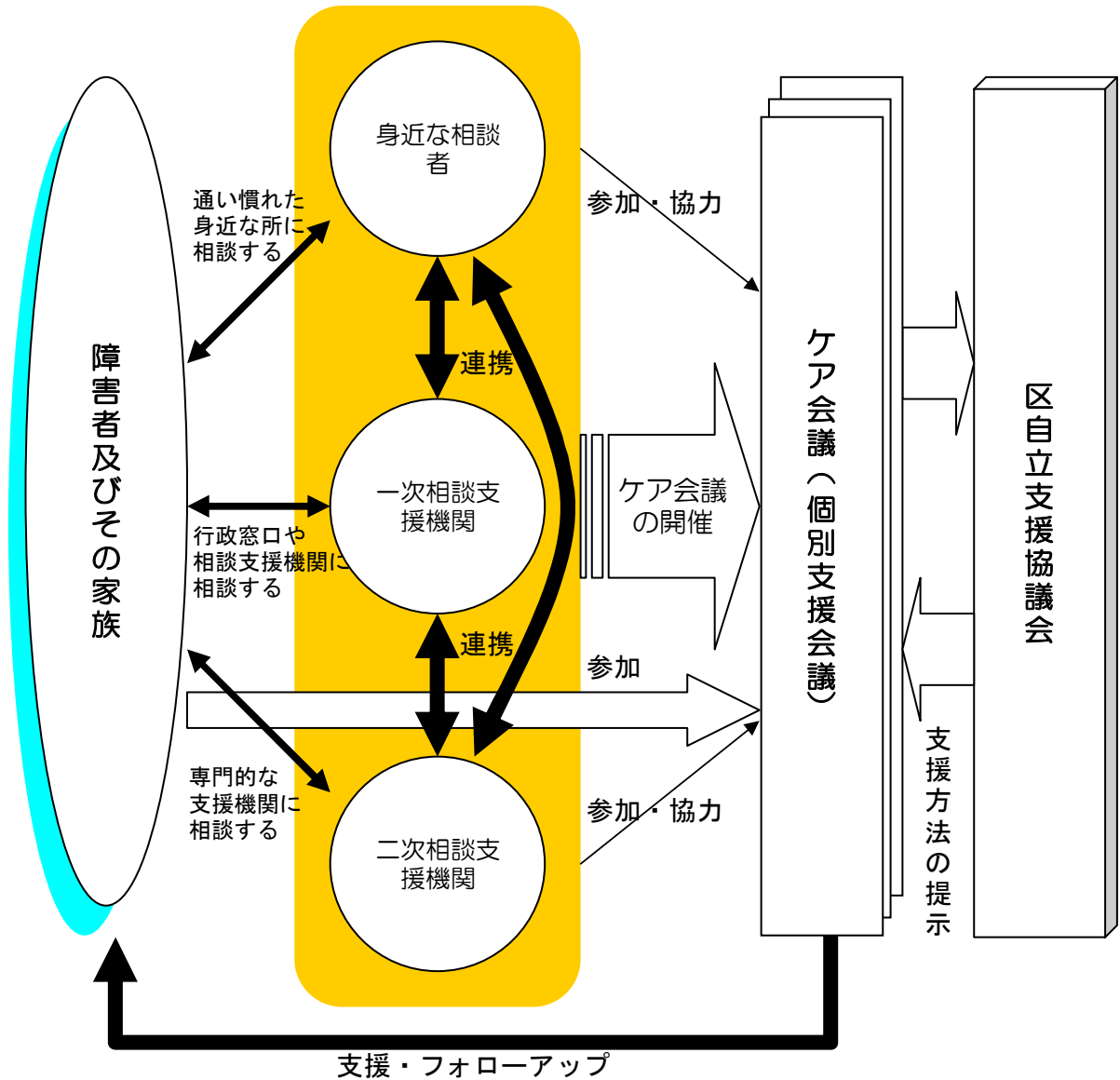


個別の課題を積み上げて、地域自立支援協議会の場で新たなサービスの創設など地域における課題解決につなげます。

Ⅲ 重点施策



各区の相談支援体制【第1期における目標形】



	内 容	支援機関
身近な相談者	サービス提供者、通い慣れた施設などの職員、学校の教員、地域の身近な施設の職員や地域の人たちです。日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者はキャッチします。必要に応じて、1次及び2次相談支援機関と連携します。	サービス提供事業者、施設、学校、地域作業所、グループホーム、地域ケアプラザ、障害者相談員、障害者支援センター、区社会福祉協議会等
1次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止めます。そして、身近な相談者や2次相談支援機関等と連携しながら一緒に考えます。個別の支援を行なうとともに、地域自立支援協議会等において、「障害者にとって住みやすい地域」について地域で解決できることはないかを考えます。	障害者地域活動ホーム相談支援担当、就労支援センター、生活支援センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、地域療育センター、区福祉保健センター、児童相談所等
2次相談支援機関	身近な相談者、1次相談支援機関等と連携を図りながら、専門的・個別的な相談及び助言を行ないます。地域自立支援協議会などで、家族や関係者へ、相談支援システムの普及を含めた研修等を行います	更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、障害者入所施設、横浜市総合リハビリテーションセンター及び地域療育センター（除く1次相談支援機関）等

(3) 地域生活を総合的に支えるしくみの構築

現 状

横浜市障害者プラン（第1期）では、施設や病院で生涯を過ごすのではなく、地域で生活することを基本として、施設や病院から地域生活へ移行するための仕組みづくりに取り組みました。平成18年度には、知的障害者入所施設の職員向けの地域移行支援マニュアルの作成と周知を行い、入所施設での生活から地域生活の実現に向けた方向づけを行いました。

また、平成19年度から精神障害者退院促進支援事業を展開し、長期に精神科病院に入院している人たちの地域生活への移行を支援しました。

地域生活を支援する拠点施設として社会福祉法人型地域活動ホーム、精神障害者生活支援センターの整備を進めるとともに、グループホームや地域作業所等の設置を促進するなど、サービス基盤の整備に努めてきました。

地域生活に移行した後も安定して地域での生活を継続していくためには、地域移行に向けた働きかけやサービス基盤の整備を進めるだけでなく、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた総合的な支援の仕組みを構築するための取組をさらに進めていく必要があります。また、その仕組みを継続的なものにしていくためには、人材の確保と育成も緊急に取り組むべき課題となっています。

ニーズ把握調査結果より

「将来の福祉施策への期待」として、障害種別や程度、生活スタイル、年齢階層を問わず「必要ときに十分な介助が受けられる」をあげる人が第1位となっています。また、第2位が「介助に必要な経済面での支援」、第3位が「安心して住める」となっており、地域における安定した生活への支援を求める声が強いことがわかります。

【将来の障害者福祉を考えると、特に重要と思うもの（3つまで複数回答）】

1	必要ときに十分な介助が受けられること	49.8%
2	介助に必要な経済面での支援が受けられること	42.8%
3	安心して住めるところがあること	28.9%

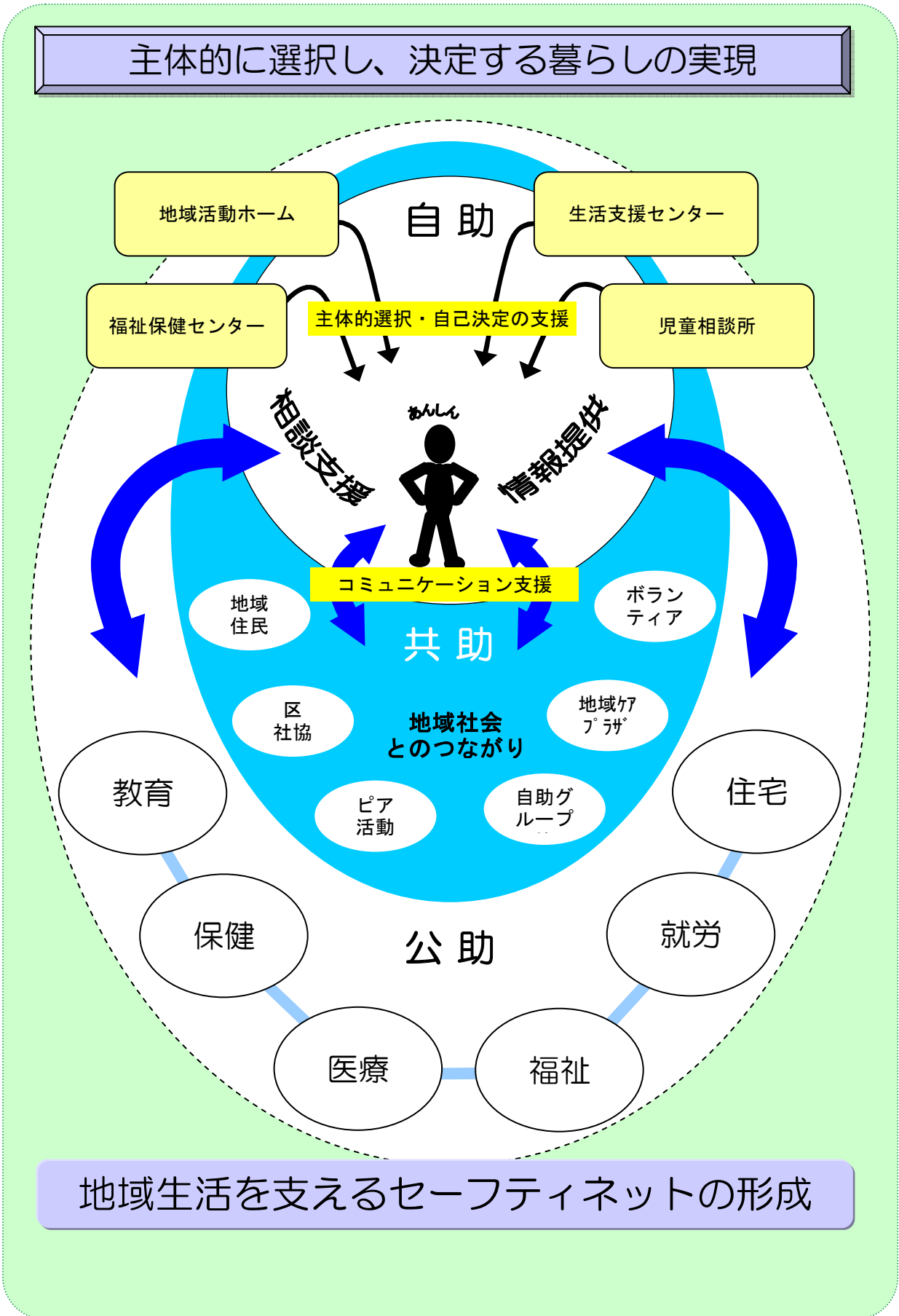
今後の考え方

アパート等での単身生活、グループホームへの入居、家族等との同居など、どのような生活を選択しても、安心して生活し続けられる支援体制の構築を目指します。その構築にあたっては、本人のエンパワメント(*1)とアドボケイト(*2)を基本とし、障害福祉サービス等行政による「公助」に加え、地域住民やボランティア等による「共助」を一人ひとりに合わせて組み合わせることが大切です。

本人の自己選択と自己決定に基づく地域生活を実現するため、相談支援と適切な情報提供、地域住民等との関係づくり、必要な福祉サービスの導入などを区福祉保健センター・児童相談所と相談支援事業者等が中心となって行います。さらに本人の支援に関わる地域住民やサービス提供事業者等とともに本人の日常生活上の緊急時に協力し合いながら的確に対応できるネットワークを形成します。

地域生活を支える拠点施設の機能の一層の充実を図るほか、生活の場と日中の活動の場の設置を引き続き促進します。また、加齢に伴う心身機能の低下や障害の重度化への対応を図るとともに、移動支援施策の制度の再構築を進め、より利用しやすいものとしていきます。

障害者支援施設については、障害者の在宅生活支援の側面からその機能やあり方を今後も検討するとともに、それらを踏まえながら老朽化した障害者支援施設の再整備を進めます。



* 1 エンパワメント：主体的に生活していく力を獲得するための支援
 * 2 アドボケイト：本人に代わり権利を代弁し、その人の権利を擁護すること

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
地域生活を支援する拠点施設の整備と機能拡充	<p>地域生活を支援する拠点施設である地域活動ホーム、精神障害者生活支援センターの生活支援機能等の拡充について検討し、充実を図ります。</p> <p>また、重度重複障害児・者の生活支援拠点について、その機能などを検討し、整備に着手します。</p>
安心できる住まいの確保	<p>長年住み続けている自宅での生活や、グループホーム・ケアホームでの生活など、障害のあるなしに関わらず、自ら「住まいの場」を選択し、生活し続けることができるよう、必要な施策や取組について、検討していきます。</p> <p>グループホーム・ケアホームの設置を推進するとともに、重度の障害者や心身機能の低下した高齢障害者も安心して住み続けられる支援体制のある生活の場について検討を行い、確保します。</p>
安心できる生活支援の体制づくり	<p>医療的ケアや行動面での支援など特別な支援を要する障害者であっても安心して地域で生活できるよう、生活の場や日中の活動の場を確保するほか、短期入所、日中一時支援事業やホームヘルプ等訪問系サービスの充実を図ります。また、障害者自立生活アシスタント派遣事業については、市内のどこに住んでいても支援が受けられる体制を早期に整備するとともに、発達障害等に対応する事業の実施に向けた検討を行います。</p>
人材の確保・育成	<p>横浜市内のそれぞれの福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者と共同による取組を行います。特に重度障害者等の支援水準の向上を図るための人材育成プログラム等の開発に取り組めます。</p>
障害者支援施設の再整備等	<p>地域生活支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえ老朽障害者支援施設の再整備を進めます。</p>
難病患者への居宅生活支援事業の充実	<p>居宅で療養している難病患者を支援するため、ホームヘルパー派遣、日常生活用具給付、短期入所、外出支援サービスを実施しています。神経系難病患者等、医療依存度の高い重症者については、一時入院事業で本人や家族の負担軽減に取り組み、重症外出支援事業でストレッチャーを利用する患者の外出を支援します。各事業の実施により、難病患者の居宅生活支援に取り組めます。</p>

(4) 医療環境・医療体制の充実

現 状

障害児・者が地域社会で生活するためには、身近なところに安心して受診できる医療機関があり、適切な医療を受けられることが必要です。

特に、小児医療の発達等により在宅で生活する重症心身障害児・者は年々増加しており、この10年間で237人、42.9%増加し、平成20年3月末現在で789人が市内で生活しています。【⇒表1】

大多数の重症心身障害児・者は常に医療的なサポートが必要ですが、通所による日中活動支援の期待も大きくなっています。

本市では、平成19年度から「重症心身障害児者医療提供体制支援事業」を開始しており、重症心身障害児者に対する医療提供体制の充実・拡大への取り組みを進めています。この事業で行った在宅の重症心身障害児・者とその家族を対象にした医療機関受診状況のアンケート調査では、待ち時間が長い、医療機関の選択肢が少ない、医療機関が遠い、急に具合が悪くなったとき対応できる医療機関がない、といったことが多く寄せられました。医療機関のバリアフリー化の課題もあります。

【⇒表2】

このことは、身体障害や知的障害及び精神障害のある方々にも共通する課題と考えられます。

どのような障害があろうとも、障害や病状に対する理解がある医療機関が急病時にも速やかに対応できることが、地域生活を支えるための重要な要素であり、障害児・者への医療環境・医療提供体制の充実が求められています。

【表1】本市における在宅の重度重複障害児・者数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
在宅の重度重複障害児・者数	552	574	612	652	682	717	738	769	777	789
前年比増減数	—	22	38	40	30	35	21	31	8	12
前年比増減率	—	4.0%	6.6%	6.5%	4.6%	5.1%	2.9%	4.2%	1.0%	1.5%
10年間の増減数	237									
10年間の増減率	42.9%									

(児童相談所事業報告書資料編より抜粋：数値は各年度3月31日現在)

【表2】医療を受ける上で、これまでに困ったことについて（複数回答可）

	主な困ったこと	回答数	率
1	待ち時間が長い	195	21.3%
2	医療機関の選択肢が少ない	171	18.6%
3	医療機関が遠い	102	11.1%
4	建物・設備等が利用しにくい	85	9.3%
5	急に具合が悪くなったとき、対応できる医療機関がない	84	9.2%
6	医療機関相互の連絡体制が整っていない	71	7.7%
7	医師や看護師とのコミュニケーションが取りづらい	66	7.2%
8	医師や看護師が障害の特性について理解していない	55	6.0%
9	病気のとき以外に、いつでも健康相談ができる医療機関がない	54	5.9%
10	その他	34	3.7%
	合 計	917	100.0%

『在宅重症心身障害児者医療機関受診状況アンケート（平成19年8月）』より抜粋
 （平成19年3月末日時点における市内在住の在宅重症心身障害児者705人を対象）

今後の考え方

障害児・者が病気になったときに、身近な場所で、安心して適切な医療が受けられるよう、医療機関の支援体制充実に取り組んでいきます。

特に、医療的なケアが常に必要な重症心身障害児・者の受診環境を整備するため、医療機関連携に取組み、このことを通じて身体障害児・者や知的障害児・者の方々の医療機関における円滑な受診を促進します。

また、障害児・者医療についての理解を深めるため、医療関係機関等と協力して市民や医療従事者向けに啓発活動を実施するとともに、各医療機関の現状や役割に関しても障害児・者、家族の理解促進を図ります。さらに、障害児・者医療を支える医療従事者の育成に引き続き取り組んでいくとともに、障害者施設や日中活動事業所などで医療スタッフ以外の職員が行う医療的ケアについて検討をすすめていきます。

精神科救急については、市民が身近な地域でいつでも安心して治療を受けられるよう、今後は横浜市保健医療計画の進捗状況とも照らして、民間医療機関の協力を得ながら、初期から三次までの24時間精神科救急医療体制の整備をさらに進めるとともに、従事する職員の人材育成などを推進してまいります。

また、精神科救急と身体科救急の狭間にある救急隊に要請のある身体科を合併した救急ニーズへの対応の課題があります。【⇒精神科救急医療体制の整備（29ページ）】

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
障害児・者の受診環境の整備	<p>障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用する「健康ノート」の普及状況等を検証し、より使いやすいものとするための検討を行います。また、障害児・者医療に理解のある医療機関情報を冊子として発行するなど、情報提供の仕組みを整えてまいります。</p> <p>さらに、診療所や市立病院・地域中核病院等における医療機関相互の連携事業を推進し、主治医と地域の医療機関とのネットワークづくりを進め、どのような障害があろうとも、誰もが受診しやすい環境づくりを推進します。</p>
医療従事者の障害理解の推進	<p>障害児・者が医療機関や在宅、日中活動を行う場で適切な医療・看護・介護を受けることができるように、医師を対象とした研修会や、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催します。また、医療関係機関等と協力して、市民や医療従事者向けの啓発活動に取り組んでいきます。</p>
入院時支援・医療的ケアの検討	<p>障害児・者の入院時における医療従事者との意思疎通を円滑に行うための支援の実施に向けて検討を行います。</p> <p>また、医療的ケアの必要がある障害児・者の日中活動を広げ、地域活動ホーム等の障害児・者施設への受入れを支援するため、非医療職による医療的ケアの実施について検討を進めます。</p>

精神科救急医療体制の整備

第1期の取組

精神障害のある市民がいつでも安心して適切な治療を受けられるように、夜間や休日などの医療機関が診療していない時間帯の精神科医療体制の整備を重点的に進めてきました。

- ①16年度に精神科救急医療情報窓口からの紹介により土曜の午後、休日昼間に外来診療を行う初期救急体制を整備しました。
- ②19年10月から二次救急を平日、祝日の深夜帯についても拡充し、平日昼間の区福祉保健センターの対応と合わせて、365日24時間対応となりました。
- ③市立みなと赤十字病院（19年度）、済生会横浜市東部病院（19年度）にそれぞれ3床、合計6床の基幹病床を整備しました。
- ④救急病床の確保のために20年度から救急協力病院の保護室整備助成事業の開始を予定しています。
- ⑤19年度から市立みなと赤十字病院（10床）市大センター病院（2床）、済生会横浜市東部病院（2床）で精神科身体合併症転院事業を開始しています。

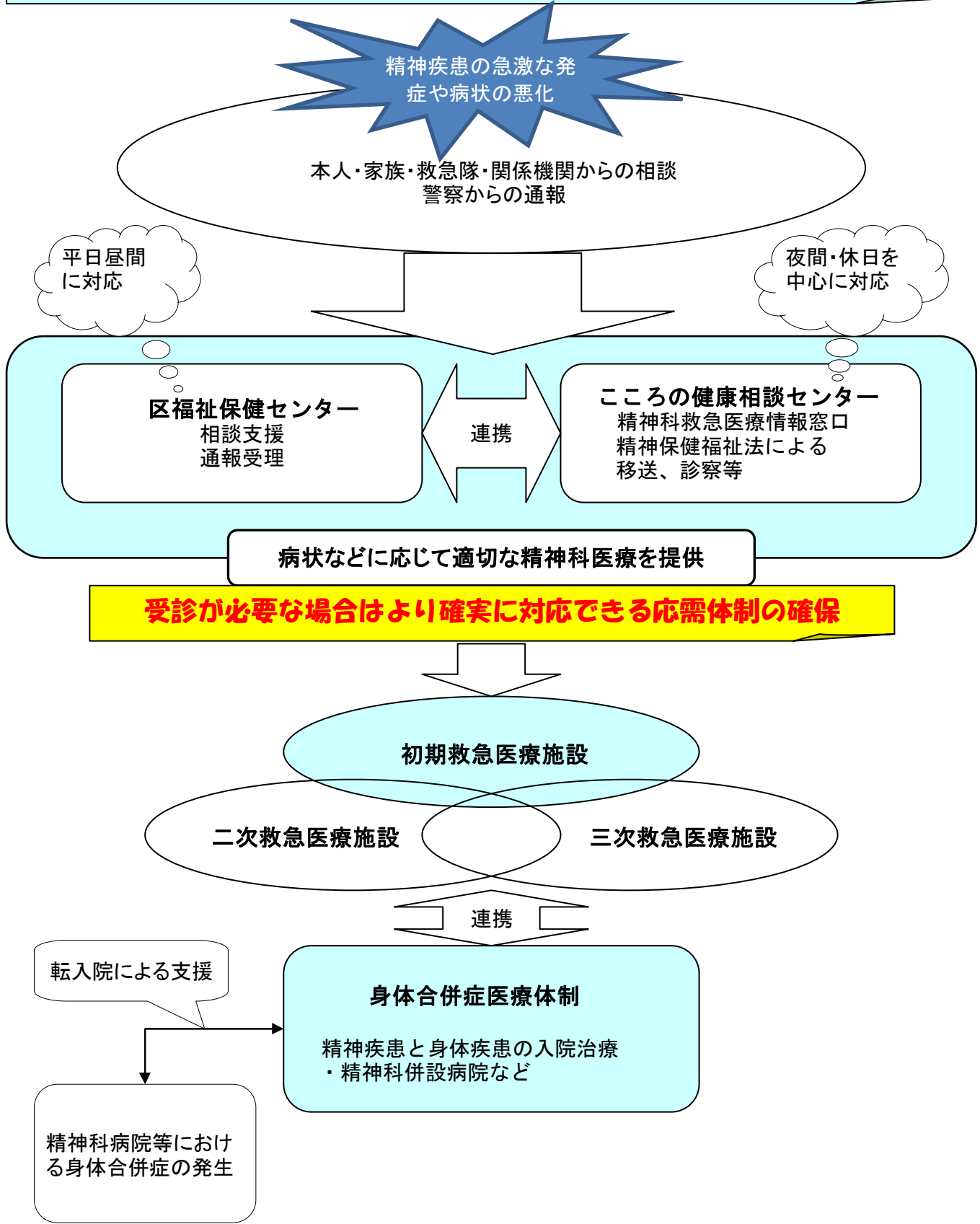
現状の課題と今後の考え方

- ①深夜帯（22：00～翌8：30）の初期救急は未整備であり、市民がこの時間帯に救急受診を望んでも対応できていません。市内の精神科医療機関は、多くが予約制をとっているため、即日の精神科外来受診が困難な状況にあります。
- ②二次救急の受け入れ体制を拡充したため、特に深夜帯の病床が不足している状態にあります。
- ③夜間帯の輪番病院の多くは市外の遠方にあり、横浜市民はこの時間帯は遠方の病院に受診することが多いため市内の医療機関で受診できるようにしてほしいとの要望が出されています。
- ④精神科身体合併症転院事業は、はじめても間もないため事業の検証が必要です。

主な施策・事業

施策・事業	内 容
初期救急医療体制の整備	受診が必要な時はいつでも対応できる体制をつくります。
二次救急医療体制の拡充	二次救急の専用病床をつくります。
救急病床の整備	より身近な地域の医療機関に受診できるように、病床の確保に取り組んでいきます。
精神科身体合併症転院事業	事業内容を充実させるための検討を進めていきます。

いつでも安心して治療を受けられる24時間の精神科救急医療体制



- * 初期救急 : 精神症状の悪化により、外来診療が必要とされる場合
- * 二次救急 : 精神症状の悪化により、入院治療が必要とされる場合
- * 三次救急 : 自傷他害のおそれがあり、警察官などの通報により診察を実施する場合

(5) 障害児支援の体制強化

横浜市障害者プランが策定されて2年が経過した平成18年4月に、横浜市ではこども青少年局が発足し、関係部局との連携のもとで、障害児とその家族の生活を守り、多様なニーズに応えるための様々な事業に取り組んできました。

第2期障害者プランでは、障害児とその家族に向けた生活支援施策の充実と障害児の学習環境の整備の2つの観点からまとめました。

障害児の生活支援施策の充実

現 状

① 平成18年に障害者自立支援法が施行され、障害児に係る在宅サービスが障害者と同じ法律に位置づけられました。同年10月には児童福祉法が改正され、障害児施設に新たに利用契約制度が導入されました。このように平成16年度の第1期障害者プラン策定以降、障害児と家族を取り巻く福祉環境は大きく変化しています。

本市では、この福祉環境の変化に対応し、利用者が引き続き安心してサービスを利用できるよう利用者負担助成制度を創設するとともに、障害児施設・障害福祉サービス事業者の運営の安定を図るため、施設や事業者に対する運営費の加算に取り組んできました。また学齢障害児に対する放課後等の余暇支援や発達障害児等への対応に関する支援を目的とした地域療育センターによる学校支援にも取り組んできました。

しかし、どの取り組みについてもまだまだ必要な状況は続いています。

② 第1期障害者プラン策定当時に比べ、児童人口は概ね横ばいに推移していますが、障害児は増加しています。特に知的障害児は、軽度の障害児を中心に増えています。【⇒グラフ1】

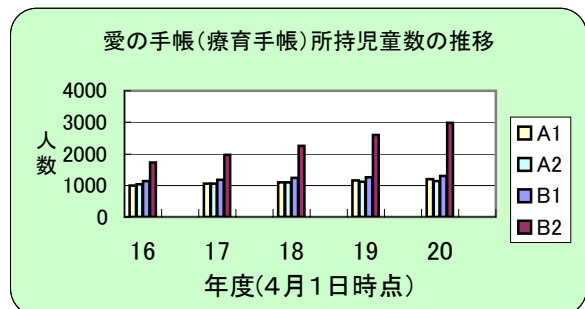
また、発達障害児の増加も見られ、地域療育センター新規利用児の半数以上を占めるという結果になっています。一方で、重症心身障害児者も増加傾向にあり、加齢に伴う重介護傾向、若年層の要高度医療傾向が見られます。【⇒重点施策(4)『医療環境・医療体制の充実』】

③ 被虐待児に見られるように近年の社会的養護を必要とする児童の増加の傾向は障害児においても同様であり、社会的養護体制の拡充が喫緊の課題となっています。現に昨今の入所児は家族関係に困難性を持つ軽度の障害児が多く、これまでの重度の障害児を中心とした支援体制では対応が難しいケースも見られています。【⇒グラフ2】

このように何らかの支援を必要とする障害児数は増加し、求められる支援の内容も多様化していますが、市内施設が量的に不足しており、特に入所施設については市外・県外施設に入所せざるを得ない現状となっています。

【グラフ1】

<横浜市障害者更生相談所>



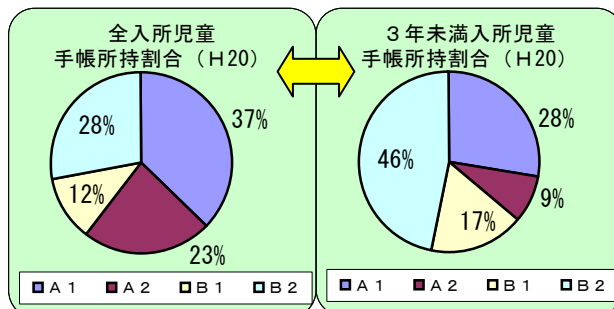
●愛の手帳(療育手帳)の区分

A1: 最重度 (IQ20以下)

A2: 重度 (IQ21~35)

【グラフ2】

<市内所管知的障害児入所施設4か所の集計>



B1: 中度 (IQ36~50)

B2: 軽度 (IQ51~75)

今後の考え方

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるよう、様々な福祉サービスの充実を図ります。

具体的には、早期療育体制の拡充を図るとともに、学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援の推進・強化に取り組めます。

また、障害児入所施設が有する自立支援・家族支援・在宅生活支援の機能を維持することはもとより、障害が軽度の被虐待児への支援といった新たな課題に対応するために機能の強化・拡充に取り組めます。

併せて、家族と離れて暮らさざるをえなくなった障害児が安心して成長することのできる生活の場についての検討を進め拡充を図ります。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容	
ライフステージに沿った支援の充実	地域療育センターの整備	0歳から小学校期までの障害児の増加し多様化する療育ニーズに応えるため、新たに地域療育センターを整備します。
	地域療育センターの機能拡充	主として就学前の発達障害児により良い療育を提供していくため、地域療育センターに新たなサービスとして児童デイサービスを導入し、支援内容の拡充を図ります。
	地域療育センターの学校支援の推進	地域療育センターに専門スタッフを配置し、発達障害児への対応に関する支援を目的に、学校訪問による教職員への研修、児童との関わりや教室環境等に関する助言等の支援を小学校を対象に実施します。
	学齢障害児の居場所づくりの拡充	小学生から高校生までの学齢障害児が、放課後や夏休み等のびのびと過ごすことのできる居場所づくりを推進します。
	中学校期以降における支援の充実	
中学校期以降の学齢障害児の対応を行っている既存の専門機関について、診察や相談等の支援を推進します。		
安心・安定を確保するための障害児施設における支援の充実	重症心身障害児施設における支援機能の強化・拡充	重症心身障害児施設を中心とした地域における生活支援や医療支援等のあり方を検討し、再整備等による施設機能の強化と施設定員の拡充に取り組めます。
	障害児施設における支援機能の強化・拡充	被虐待児や発達障害児、重複障害児への支援等障害児施設に求められる新たな機能及び支援体制を検討し、再整備等による既存施設の機能強化と適正な施設定員の確保に取り組めます。

障害のある児童生徒等の学習環境の整備

現 状

学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、特別支援教育が法的に明確に位置付けられ、小中学校等においては、LD、ADHD等を含め、障害のある児童生徒に対して適切な教育を行うことや、障害種別を超えた学校制度である特別支援学校制度を創設することなどが新たに規定されました。

- ① 特別支援学校及び個別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒の比率は近年増加していて、小中学校児童生徒数に対する割合は、平成11年1.78%から平成20年度3.16%となっています。（10年で約1.8倍）
- ② 特に小中学校の個別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、知的障害等の状態が重度化・多様化しています。肢体不自由特別支援学校では、障害の重度化・重複化に伴い、医療的ケアを必要とする児童生徒が約3分の1となっています。
- ③ 教育相談件数におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などにかかわる相談が急増（全体の50%）しており、その教育的対応を進めています。
- ④ 特別支援学校教諭免許状保有率は特別支援学校の教員の6割強となっていますが、まだ不十分な状況であり、教員の専門性の確保とともに、幅広い分野の関係機関との連携が必要です。

図1 障害のある児童生徒等の数の推移

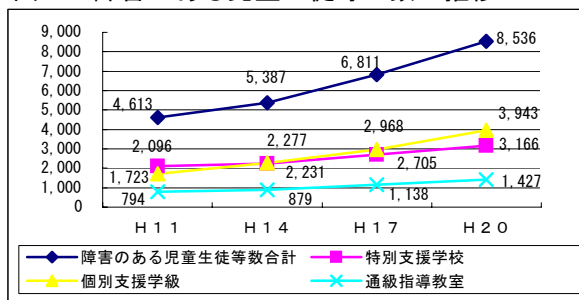


表1 教育相談件数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19
知的障害	1,371	1,456	1,523	1,414	1,360
自閉傾向+要配慮等	712	880	1,074	1,366	1,705
視覚障害	22	27	21	14	22
聴覚障害	48	41	35	41	33
言語障害	185	165	146	137	167
肢体不自由	110	108	104	107	113
病弱	7	6	5	3	7
合 計	2,455	2,683	2,908	3,082	3,407

今後の考え方

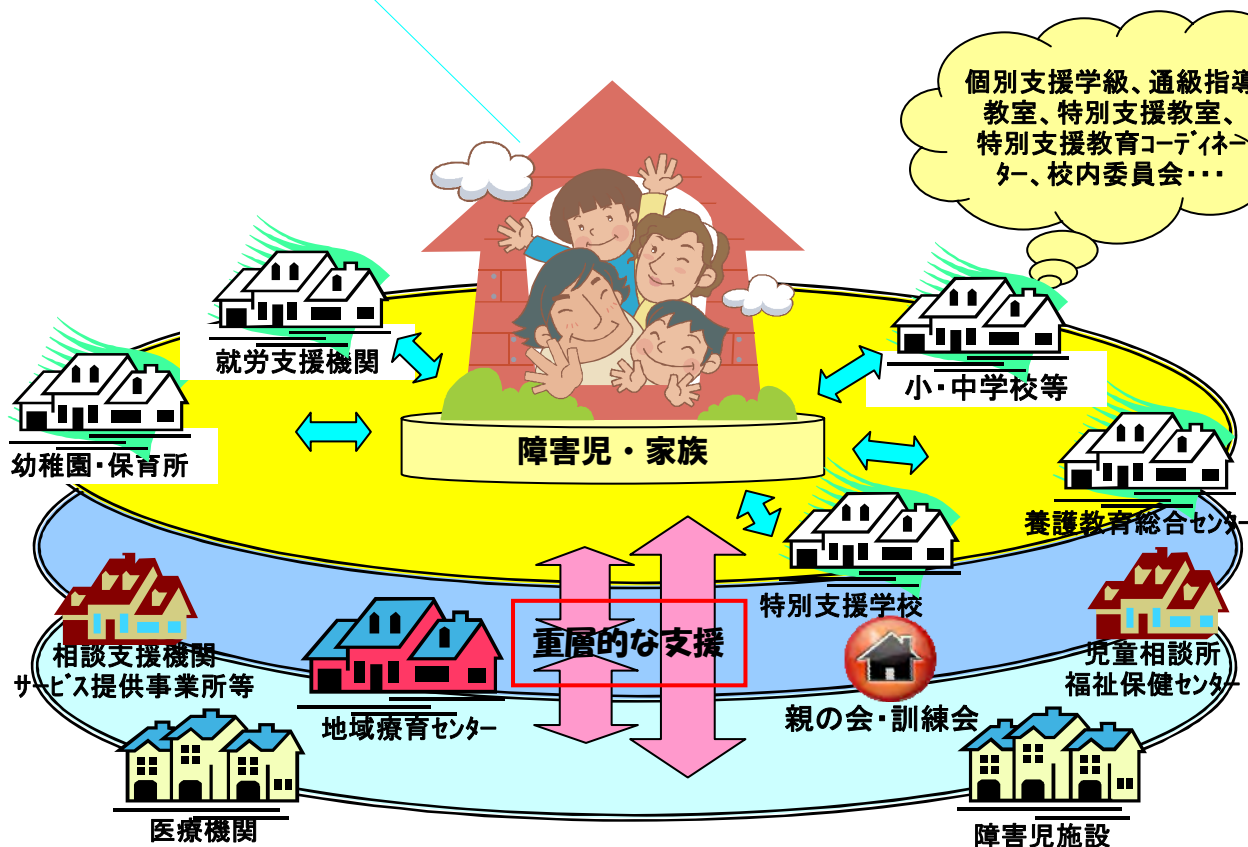
- ① 特別支援学校や個別支援学級、通級指導教室で学ぶ子どもや、普通学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。
- ② 教員の専門性の向上と人材養成による指導の充実を図ります。また、幅広い分野の専門家の活用や、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携を深め、就学前から学校卒業後まで一貫した支援体制を構築します。
- ③ 学齢障害児や家族への情報提供や相談、学校生活支援事業や夏休み支援事業など、様々な支援策を通じて、地域で安心して生活できる環境整備を推進します。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内容
発達障害児等支援事業	LD、ADHD等を含めた障害のある児童生徒への個に応じた指導の充実を図るため「特別支援教室」を全校に設置します。また、学校へ「専門家支援チーム」を派遣し、特別支援教育コーディネーターのスキルアップを図るとともに、また、地域療育センター等関係機関との連携や情報交換、共同研修等を実施し、校内支援体制を充実します。

施策・事業	内 容
通級指導教室整備事業	対象児童生徒数の増加に対応して、引き続き方面別の適正配置を進めるとともに、指導内容を充実し、学校支援を進めます。
特別支援学校の再編整備	児童生徒数の増加に伴う対応は、県と緊密に連携をとりながら進めます。既設の特別支援学校については、教育環境の改善に向けて、施設整備・拡充等を進めていきます。た、特別支援教育のセンター的機能を拡充します。
肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由特別支援学校に看護師を安定的に配置するとともに、医師等で構成する運営協議会を設置し、医療的ケアの実施体制の整備を図ります。
障害児学校生活支援事業	小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者が行っている介助や登下校を支援します。
学齢障害児夏休み支援事業	学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、特別支援学校等の施設を活用して教員や地域協力者によるプール開放や部活動・文化活動を行います。
学校施設のバリアフリー化	エレベータの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。

障害児と家族を支える仕組み



（６）障害者の就労支援の一層の拡充強化

現 状

障害者の就労支援については、障害者就労支援センターの充実や、職場体験実習事業の通年化、本市公有財産を活用して障害者を多数雇用する企業を誘致（知的障害者約60人の雇用を創出）するなど、障害者と雇用側双方への施策を展開してきました。

一方、新規就労者の増加にともない、働き続けるための定着支援へのニーズが高まっており、障害者、雇用側双方への継続的な支援や、生活面を安定させる支援などの対応が課題となっています。

障害種別で見ますと、精神障害は、就労訓練を行なう社会資源の不足や、障害者雇用率に算定されてから日が浅いため受入企業の少なさなどにより就労が進んでいません。障害者雇用率の算定対象となっていない発達障害、高次脳機能障害とあわせ、就労訓練の充実や一層の職場開拓が急務となっています。

ニーズ把握調査結果より

「仕事について困っていること」について、全体では、第1位が『通勤』、第2位が『コミュニケーション』という結果でしたが、精神障害や重複障害では、全体で第8位だった『仕事が難しい』が第1位となっています。職場における定着支援の重要性が現れています。

今後の考え方

雇用の場を拡大するために、市内企業の99%を占める中小企業への働きかけをより一層強化します。景気の変動に左右されない安定した雇用が増えるよう、ノーマライゼーションを実践する企業の事例収集及び情報発信や、労働・雇用施策との連携強化によるきめ細かい企業支援を進めます。

増え続ける定着支援へのニーズに対応するため、就労支援センターの体制強化を図るとともに、地域生活を支援する拠点施設等と連携しながら、余暇支援を含めた就労者の生活支援に取り組めます。また、就労支援センターや関係機関を対象に、就労支援に携わる人材の育成を図ります。

障害者の就労に向けた教育・訓練については、就労支援センターと障害者自立支援法による就労移行支援・就労継続支援の各事業所、特別支援学校などによる実習や訓練の連携を拡充して、より効果的な取組を行います。

精神障害、発達障害、高次脳機能障害の就労支援については、各種事業等を検証しながら、支援手法を検討・構築します。

福祉的就労については、障害者施設・作業所等の工賃アップに向けて、企業、経済団体等とともに、発注促進や自主製品売上増のための仕組みづくりを行います。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
企業への雇用支援の強化	<p>障害者雇用におけるノーマライゼーションの実現に向けた取組を実践している企業を表彰し、その優れた雇用事例の情報を発信するとともに、本市の関係部署と連携しながら、企業の障害者雇用の動機付けとなる報奨的な仕組みを検討します。特に中小企業に対しては、職場内指導者育成や、経営者の集う団体への働きかけを中心に、障害者雇用に踏み出せるような支援を関係機関とともにを行います。</p> <p>また、市有財産の活用を含めた障害者多数雇用事業所の市内誘致を進めることにより、雇用の場の一層の拡大を図ります。</p>
働き続けるための定着支援の強化	<p>障害者の就労相談、訓練、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの拡充や、就労支援センター及び就労移行支援・継続支援事業所、特別支援学校などの関係機関にて就労支援に携わる人材の育成を推進します。</p> <p>特に、増え続ける定着支援のニーズに対応できるよう、国制度の「障害者就業・生活支援センター」と同様の機能の付加を行い、障害者が働き続けるための生活支援を強化します。支援にあたっては地域就労支援ネットワークを活用し、地域生活を支援する拠点施設等と連携しながら、余暇支援を含めた就労者の生活支援に取り組めます。</p>
体験実習や訓練事業等の拡充	<p>障害者の多様な能力開発など企業等の求めに対応できるスキルアップを図るため、職場体験実習、精神障害者社会適応訓練などの事業と、就労移行支援事業所等での訓練、特別支援学校等の実習について、体系的に職業能力を向上させる仕組みを構築します。</p> <p>また、実習・訓練の受入れ企業にとっても障害者を知る機会となることから、受入先となる協力事業所の開拓も積極的に進めます。</p>
精神障害者や手帳のない障害者への支援の拡充	<p>精神障害、発達障害、高次脳機能障害に関して、就労支援センター等の就労支援事例や関係機関による事業などを検証し、訓練、就労、定着の支援手法の構築を図ります。</p> <p>また、雇用する企業のより一層の開拓を進めます。</p>
福祉的就労の一層の充実	<p>障害者施設・地域作業所等での福祉的就労の充実と工賃の増を図るため、関係機関・団体等と協働して企業からの発注促進に向けた仕組みをつくとともに、本市による自主製品購入や業務委託など障害者施設等への発注機会の増加を図ります。</p>



図1 障害種別雇用状況 (神奈川県) [単位 人]

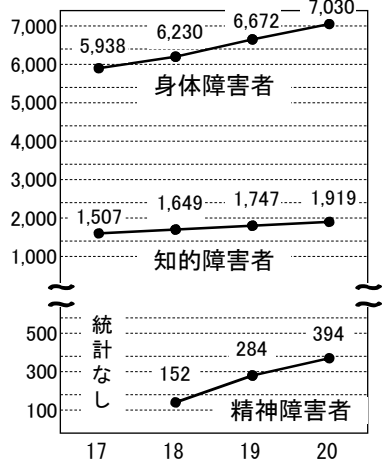
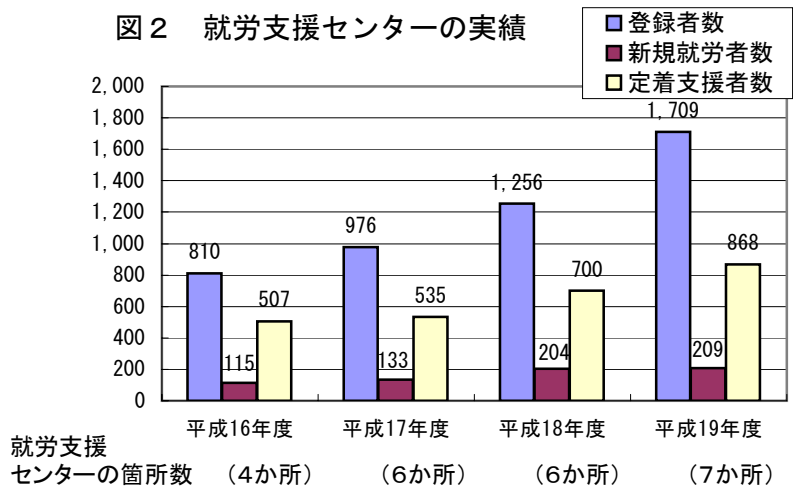
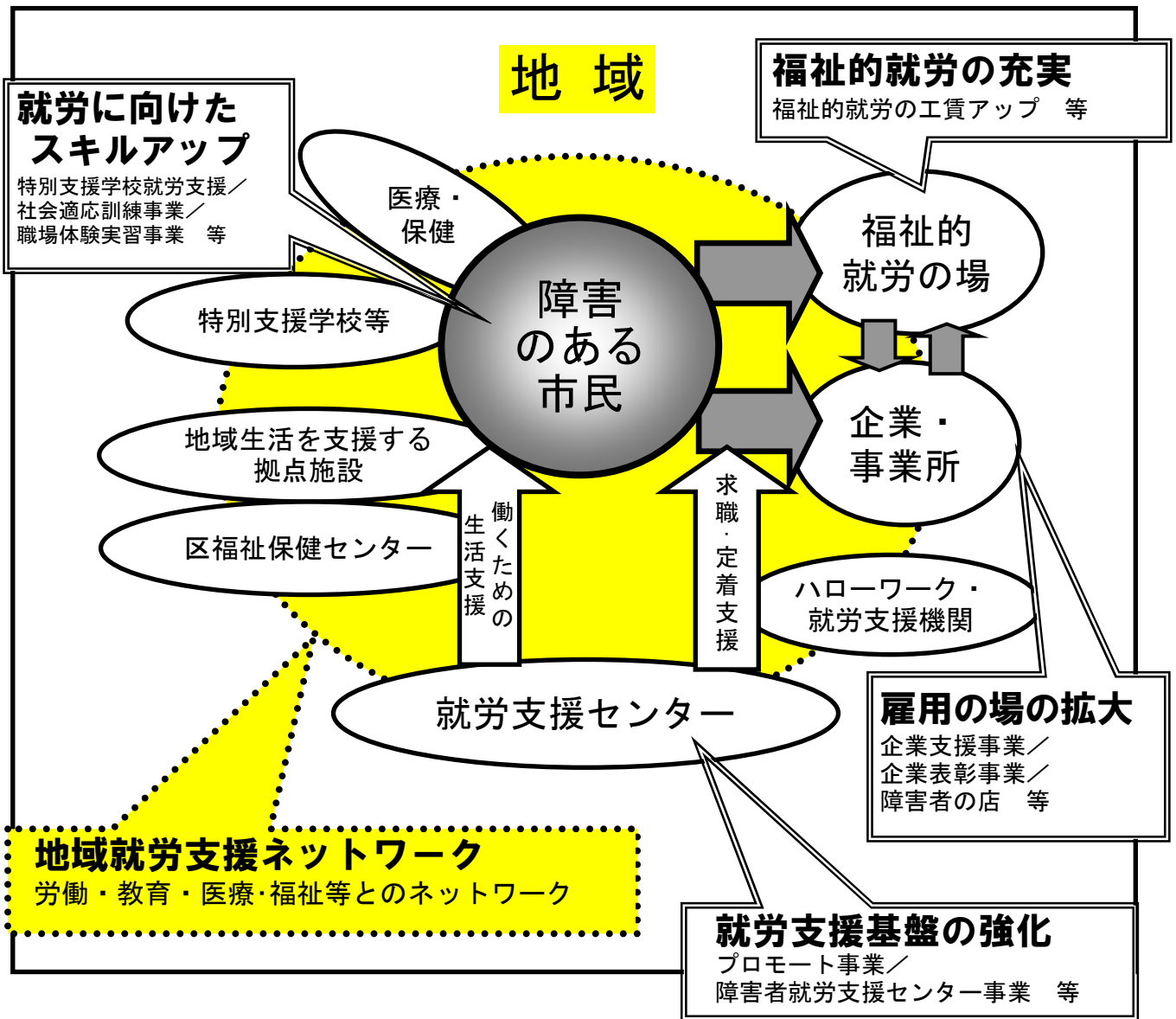


図2 就労支援センターの実績



※神奈川県労働局発表による、毎年6月1日現在の障害者雇用状況 (調査対象は、56人以上の従業員を雇用している企業)

図3 障害者の就労支援の拡充 スキーム





イメージ写真掲載

(7) 発達障害児・者支援の体制整備

現 状

平成17年4月に発達障害者支援法が制定されるなど、発達障害についての社会的な関心が高まりを見せています。

横浜市では、従来から身体障害・知的障害等の早期発見・早期療育システムの構築に取り組み、その仕組みの中で発達障害児やその保護者への支援を行ってきましたが、学齢期や青年期に顕在化する場合については、必ずしも十分な対応がなされていないのが現状です。

こうした状況から、平成17年度に「横浜市発達障害検討委員会」を設置し、発達障害児・者の置かれた現状と課題、あるべき対応についてライフステージごとに検討を行いました。その結果、次のような基本的な課題が指摘されています。

《ライフステージに共通する基本的な課題》

- 発達障害に対する理解の促進を図ること
- 支援を行う機関・人材を育成すること
- 医療・福祉・教育・労働など関係機関の連携による支援体制を整備すること

■発達障害児・者支援に係る現状と課題（平成20年3月 横浜市発達障害検討委員会報告書より）

年代	主な現状と課題
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診での発達障害への発見率は高く早期療育体制は確立しているが、この時期に全ての発達障害を発見することは限界がある。 ・家族による障害への受容が重要で、子育て支援の視点を含む丁寧な支援が求められる。
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期に集団不応等から発達障害が顕在化する場合がある。 ・家族や周囲の理解不足等から不登校や他害行為などにつながる場合がある。 ・特別支援教育や療育センターの学校支援事業などにより学校や教員の意識も高くなってきているが、医療面等で専門機関が少なく、早期の適切な対応が難しい。
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ・進学や就労など活動範囲の拡大により支援体制の構築が一層複雑になる。 ・就労に際して働きにくさ、生きにくさが顕在化し不応状態となる場合がある。 ・療育支援や特別支援教育を受けていたケースでは、関係機関とのつながりなどから何らかの支援が得られている場合が多い。

□小・中学校の普通学級で、学習面か行動面で著しい困難を示すと学級担任が回答した児童生徒の割合 **6.5%**

※「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査」（平成15年 横浜市教育委員会）

※文部科学省が平成14年に行った同様の全国調査では6.3%となっている。

今後の考え方

発達障害に対する理解の促進を図るため、さまざまな手法で普及啓発を図ります。そのため、発達障害者支援センターを中核として、発達障害に対する相談支援体制をさらに充実させるとともに、福祉・医療・教育・労働など関係機関の連携体制を構築します。

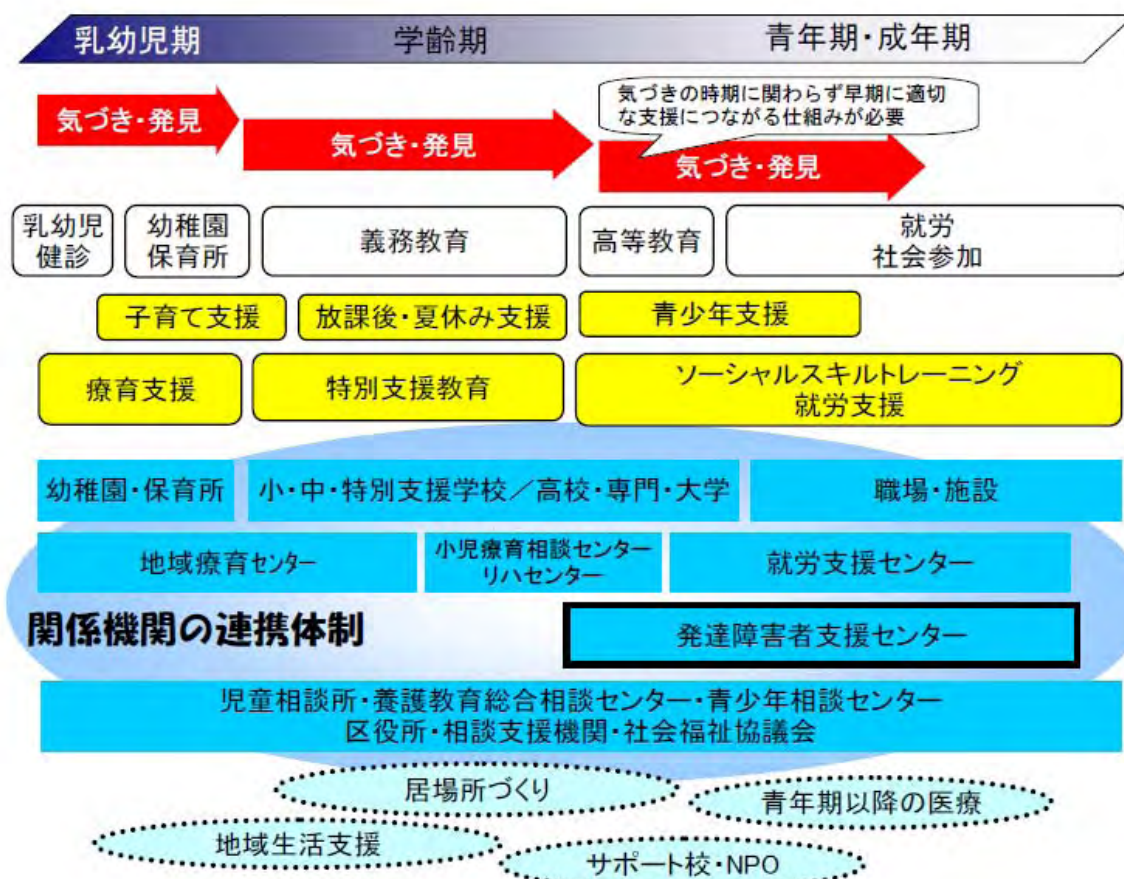
ライフステージを一貫した支援体制を確立するため、発達障害児・者への支援の体系化を図る必要があります。その中で発達障害が顕在化した時期に関わらず適切な支援につながる仕組みづくりを検討します。また、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応を行うための具体的な支援手法の開発と普及に取り組みます。

★発達障害とは、自閉症、広汎性発達障害、学習障害、ADHD（注意欠陥多動性障害）、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。《発達障害者支援法》

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
発達障害に対する理解の促進のための取組	発達障害は気づきにくいということを踏まえた啓発用パンフレットの作成や講演会等を開催するなど、さまざまな媒体で普及・啓発を進め、本人や家族、周囲の人の障害特性への理解を促進します。こうした取組を通じて、職場や活動の場を拡大するとともに支援ができる人材の育成を図ります。
関係機関の連携の促進	個々の発達障害の状態に応じたきめ細かな支援を行うため、発達障害者支援センターを中核とした相談支援体制と、福祉・医療・教育・労働などの関係機関の連携体制を構築します。
具体的な支援策の開発と普及	発達障害のある人への具体的な支援策を開発するため、発達障害児・者への先駆的な取組等をモデル的に実践・評価し、有効な支援方法の確立と普及を目指します。
発達障害児への支援の充実 【再掲】 ⇒（５）障害児支援の体制強化	地域療育センターに就学前の発達障害児を対象とした新たなサービスを導入したり、小学校の教職員に対する研修やコンサルテーションを行なうなど、発達障害児への支援の拡充を図ります。また、中学校期以降の支援体制のあり方等に就いて検討を行い、具体化に向けて取り組めます。
特別支援教育の推進 【再掲】 ⇒（５）障害児支援の体制強化	特別支援教育コーディネーターを中心として、関係機関との連携を図りながら、校内支援体制を構築し、個別の教育支援計画の策定や特別支援教室の活用を通して、発達障害のある児童生徒への支援の充実を図ります。

【発達障害児・者支援の体系】



IV 横浜市障害福祉計画

横浜市障害福祉計画

1 基本的理念等

(1) 法令の根拠

この計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づいて策定するものです。

〔障害者自立支援法第88条第1項〕
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 趣旨及び目的

この計画は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取組を推進し、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会を構築することを目的に策定するものです。

横浜市では、これまで平成18年度から20年度までの3年間を計画期間とする第1期障害福祉計画を策定し、「横浜市障害者プラン」とともにその推進を図ってきました。今回は、これまでの計画目標の達成状況や課題を踏まえて平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とする第2期の障害福祉計画を策定します。

(3) 特色

今回同時に策定する「横浜市障害者プラン（第2期）」を基本として、障害者自立支援法に基づいた数値目標を設定することにより、障害者・家族、支援者、行政が障害福祉のあるべき姿についての基本的な考え方を共有したうえで、その趣旨を計画の数値目標、サービス見込み量等の内容に反映しました。

(4) 策定の手法

障害福祉計画における計画数値については、これまでの給付実績の状況やニーズ把握調査などによる各サービスの利用意向などを踏まえて、必要なサービス提供量を確保する観点から、設定します。また、各市町村を通じた広域的な見地から、神奈川県の実態に基づいて目標設定することとされています。

2 平成23年度の数値目標の設定

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行、退院可能な精神障害者の地域生活への移行、及び福祉施設の利用者の一般就労への移行等について平成23年度における数値目標を設定し、着実な取組を進めていきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進することとし、平成23年度末における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

【数値目標】

第1期から引き続き、平成23年度末までに、215人（平成17年10月1日現在の施設入所者の13.4%）が地域生活に移行することをめざします。

一方、今後新たに施設に入所する人のニーズを考慮し、平成23年度末の施設入所者数としては、63人（5%）の減少を見込みます。

項目	数値	備考
平成17年10月1日の入所者数 (A)	1,605人	身体障害者療護施設、身体障害者授産施設 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設
【目標値】 (B) 地域生活移行	215人	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所支援利用者数 (C)	152人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人数見込み
平成23年度末の入所者数 (D)	1,542人	平成23年度末の施設入所利用人員見込み (A) - (B) + (C)
【目標値】 (E) 入所者減少見込み	63人	差し引き減少見込み数 (A) - (D)

【考え方】

国の基本指針（*）では、平成23年度末において、第1期障害福祉計画の基準となった施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとされているとともに、23年度末の施設入所者数を現在の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて数値目標を設定することが望ましいとされています。

*** 国の基本指針**

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成18年6月26日 厚生労働省告示第395号)
(平成20年12月 日 厚生労働省告示第 号により改正)

本市においては、これまでの取組実績などから、地域生活への移行を215人（13.4%）と見込むとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があることなどから、平成23年度末における施設入所者数は63人（5%）の減少を見込むこととします。

【これまでの取組状況】

本市においては、これまで「横浜市障害者プラン（第1期）」における重点施策として、地域生活移行システムの構築を図りました。その結果、福祉施設からの地域生活への移行を支援するためのプログラムを開発し、市内の全障害者支援施設で自活訓練事業を活用した取組が実施できるよう、対象施設の拡充を進めてきました。

障害者支援施設は、地域生活支援型施設と位置づけ、現在入所している障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域における生活環境のより一層の充実を図るとともに、施設においても地域生活を想定した生活環境を用意し、実用的な自立に向けての支援に取り組んできました。

【目標達成に向けた方策 ～今後の取組～】

第2期においては、地域への移行後の生活を総合的に支援し、安心して生活することができるための体制づくりを一層推進していきます。特に、安心できる住まいの確保、自立生活アシスタントの拡充などにより、高齢化により心身機能の低下した障害者や重度の障害者でも安心して暮らし続けることのできる支援体制について検討を進めます。

(2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

受入条件が整えば退院可能な精神障害者について、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進することとし、平成23年度末における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

【数値目標】

第1期から引き続き、平成23年度末までに、精神科病院に入院中の精神障害者で、受入条件が整えば退院可能な人の**50% (460人)**が地域生活に移行することをめざします。

項目	数値	備考
退院可能な精神障害者数	920人	過去の調査等を参考とした推計人数
【目標値】 減少数	460人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

【考え方】

国の基本指針では、平成24年度までに退院可能な精神障害者が退院することをめざし、23年度末までの減少目標値を設定することとされています（ただし、具体的な減少目標値の基準は示されていません。）。

なお、退院可能な精神障害者の地域生活への移行に関する数値目標については、国の指針に従い、推計数をもとに設定していますが、その定義が抽象的であることも含め、客観的な進捗状況の把握が難しいという課題があります。

国では、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」における議論を踏まえ、目標数値の設定のあり方について検討を行っているところですので、今後も国の動向を見ながら、必要に応じて見直しを検討していきます。

【これまでの取組状況】

本市においては、平成19年度から退院促進支援事業を全市を対象として事業展開しました。この事業の活用や、自立生活アシスタント事業との連動などにより、退院及び地域生活の定着を支援するとともに、医療機関や関係機関への普及啓発や連携を図ることなどにより地域生活への移行を進めてきました。

【目標達成に向けた方策 ～今後の取組～】

第2期においては、地域への移行後の生活を総合的に支援し、安心して生活することができるための体制づくりを一層推進していきます。特に、日常生活を支援する拠点施設として精神障害者生活支援センターの整備を着実に進めるとともに、相談支援機能や生活支援機能の充実を図ることにより地域生活の定着を図っていきます。

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労意向支援事業などを活用して、平成23年度中に一般就労に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

【数値目標】

第1期から引き続き、平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の数を、平成17年度実績の4.7倍(200人)にすることをめざします。

項目	数値	備考
平成17年度の年間一般就労者数	42人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労(*)した人の数
平成18年度の年間一般就労者数	112人	平成18年度において福祉施設を退所し、一般就労(*)した人の数
平成19年度の年間一般就労者数	84人	平成19年度において福祉施設を退所し、一般就労(*)した人の数
【目標値】	200人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労(*)する人の数

【対象施設】

○平成17年度実績の対象とした福祉施設(入所施設及び通所施設)

- ・身体障害者 更生施設、療護施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設
- ・知的障害者 更生施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設
- ・精神障害者 生活訓練施設、授産施設、小規模通所授産施設

○平成18年度以降の数値目標の対象とする福祉施設

- ・上記の施設
- ・障害者自立支援法に基づく生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)の事業を行う事業所

* 一般就労

一般就労とは、企業等に就職すること(就労継続支援A型及び福祉工場の利用者を除く)及び在宅就労することを言います。

【考え方】

国の基本指針では、平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の数値目標について、平成17年度における数の4倍以上とすることが望ましいとされています。本市においても国の基本指針で示された目標と同じ、4倍をめざすこととします。

【これまでの取組状況】

本市においては、平成20年度までに市内に7か所の就労支援センター（うち1か所は精神障害者就労支援センター）を整備し、障害種別にかかわらず一般就労への移行を支援する取組を進めてきました。その結果、平成19年度においては 人の方が福祉施設から一般就労へ移行することができました。

【目標達成に向けた方策 ～今後の取組～】

第2期においても、引き続き就労支援センターによる一般就労への移行の取組を進めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や学校など関係機関の連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、平成19年9月に国が公表した「成長力底上げ戦略」によると、一般就労に向けた取組と同時に、障害者がある能力及び適性に応じた働き方ができるよう福祉的就労の底上げを図ることとされており、具体的には各都道府県が「工賃倍増5か年計画」を策定し、就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃を引き上げる取組を進めることとされています。

本市においても、平成20年2月に神奈川県が策定した「かながわ工賃アップ推進プラン」に基づいて、平均工賃月額の倍増をめざします。

3 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

障害福祉計画では、平成23年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」といいます。）及びそれらの実施に関する考え方を定めます。

サービス見込量は、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の各年度における一月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- 「時間分」 月間のサービス提供時間
- 「人日分」 「月間の利用人員」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量（例えば、10人が月に平均して22日利用できるサービス量は220人日分となります）
- 「人分」 月間の利用人数（実人数）

本市においては、第1期計画を策定した平成18年度以降、着実なサービス量の確保に取り組んできました。第2期の障害福祉計画策定にあたっては、目標数値とあわせて、第1期の取組結果（表中「第1期における取組結果（給付実績）」欄）として各年度の10月にサービス提供された実績数値をお示しします。

ア 訪問系サービス

【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	115,272 時間分	118,582 時間分	119,595 時間分
	4,391 人分	4,570 人分	4,676 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	122,400 時間分	127,400 時間分	130,000 時間分
	4,800 人分	4,900 人分	5,000 人分

- 3障害に対応した身近な地域におけるサービス提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定

イ 日中活動系サービス

【生活介護】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	89 人日分	47,005 人日分	53,836 人日分
	5 人分	2,584 人分	3,453 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	78,000 人日分	80,000 人日分	82,000 人日分
	3,900 人分	4,000 人分	4,100 人分

- 日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定

【自立訓練（機能訓練）】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	0 人日分	349 人日分	487 人日分
	0 人分	20 人分	30 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	600 人日分	600 人日分	600 人日分
	30 人分	30 人分	30 人分

○ 日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定

【自立訓練（生活訓練）】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	22 人日分	1,235 人日分	1,993 人日分
	1 人分	76 人分	129 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	2,600 人日分	2,600 人日分	2,600 人日分
	130 人分	130 人分	130 人分

○ 入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において家族等と暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【就労移行支援】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	616 人日分	3,091 人日分	4,466 人日分
	33 人分	167 人分	282 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	7,600 人日分	7,800 人日分	8,400 人日分
	380 人分	390 人分	420 人分

- 福祉施設から一般就労への移行をめざす人や特別支援学校卒業者、退院可能な精神障害者の退院時のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【就労継続支援（A型）】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	0 人日分	1,149 人日分	1,041 人日分
	0 人分	52 人分	49 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	1,300 人日分	1,400 人日分	1,400 人日分
	65 人分	70 人分	70 人分

- 福祉施設における就労継続支援を強化する観点からサービス見込量を設定

【就労継続支援（B型）】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	434 人日分	10,360 人日分	10,939 人日分
	22 人分	541 人分	703 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	20,000 人日分	20,000 人日分	20,000 人日分
	1,000 人分	1,000 人分	1,000 人分

- 福祉施設における就労継続支援を強化する観点からサービス見込量を設定

【療養介護】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	16 人分	16 人分	16 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	20 人分	20 人分	20 人分

- 重症心身障害児施設入所者及び進行性筋萎縮症者療養給付事業利用者のニーズを踏まえて必要なサービス見込量を設定

【児童デイサービス】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	916 人日分	985 人日分	640 人日分
	138 人分	132 人分	84 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	660 人日分	1,000 人日分	1,850 人日分
	90 人分	210 人分	510 人分

- 地域生活支援事業における日中一時支援事業及び障害児居場所づくり事業との役割分担等を踏まえ、必要なサービス見込量を設定
- 児童デイサービス事業が平成18年10月より制度変更し、対象児童が未就学児中心となったことにより、第1期時点の目標数値より下方修正

【短期入所】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	2,848 人日分	4,081 人日分	3,967 人日分
	370 人分	520 人分	563 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	4,800 人日分	4,800 人日分	4,800 人日分
	600 人分	600 人分	600 人分

- サービス未利用者の潜在的なニーズも考慮しつつ、必要なサービス見込量を設定

ウ 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	1,837 人分	1,967 人分	2,144 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	2,400 人分	2,600 人分	2,800 人分

- 入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において家族等と暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【施設入所支援】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	18 人分	783 人分	1,201 人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	1,200 人分	1,240 人分	1,600 人分

- 施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標などを踏まえつつ、施設入所支援が真に必要な人のニーズを考慮して、必要なサービス見込量を設定

* 「施設入所支援」は、新体系の障害者支援施設における入所サービスを指しますので、移行前の旧法指定施設に入所している人は含まれていません。ただし、平成23年度の見込量については、同年度末までに移行を予定している入所施設がすべて新体系の障害者支援施設への移行を完了することを前提に見込んでいます。

エ 相談支援

【サービス利用計画作成】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1期における 給付実績	0人分	0人分	0人分

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期目標数値	10人分	10人分	10人分

- 施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援の利用者以外で、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数を勘案して見込量を設定

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	122,400 時間分	127,400 時間分	13,000 時間分
	4,800 人分	4,900 人分	5,000 人分
生活介護	78,000 人日分	80,000 人日分	82,000 人日分
	3,900 人分	4,000 人分	4,200 人分
自立訓練（機能訓練）	600 人日分	600 人日分	600 人日分
	30 人分	30 人分	30 人分
自立訓練（生活訓練）	2,600 人日分	2,600 人日分	2,600 人日分
	130 人分	130 人分	130 人分
就労移行支援	7,600 人日分	7,800 人日分	8,400 人日分
	380 人分	390 人分	420 人分
就労継続支援（A型）	1,300 人日分	1,400 人日分	1,400 人日分
	65 人分	70 人分	70 人分
就労継続支援（B型）	20,000 人日分	20,000 人日分	20,000 人日分
	1,000 人分	1,000 人分	1,000 人分
療養介護	20 人分	20 人分	20 人分
児童デイサービス	660 人日分	1,000 人日分	1,850 人日分
	90 人分	210 人分	510 人分
短期入所	4,800 人日分	4,800 人日分	4,800 人日分
	600 人分	600 人分	600 人分
共同生活援助、共同生活介護	2,400 人分	2,600 人分	2,800 人分
施設入所支援	1,200 人分	1,240 人分	1,600 人分
相談支援	10 人分	10 人分	10 人分

(2) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の見込量の確保のための方策

【需要の増加に伴う事業者（供給）の増加】

本市における各サービスの利用者数や利用量は増え続けており、今後も増加傾向は続くことが予測されます。また、市内における障害福祉サービス事業者数も増加傾向にあります。この結果を障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に反映させています。

さらに、広く情報提供を行うことなどにより多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が自分にあった事業者を選択することによりサービスの水準も向上していく、といった好ましい循環が生まれるよう、神奈川県と連携して各サービスの確保を進めていきます。

【事業者の移行計画に基づく計画的なサービス提供体制の確保】

本市における既存の法定施設は平成20年度までに障害者自立支援法に基づく新体系のサービスへの移行を完了しました。今後は、障害者地域作業所などが移行計画に沿って円滑な新体系サービスへの移行を進めることができるよう、神奈川県と連携して適切な助言・支援等を行っていきます。

4 横浜市が実施する地域生活支援事業に関する事項

(1) 横浜市が実施する地域生活支援事業に関する考え方

ア 「横浜市障害者プラン（第2期）」の理念の具体化

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、第1期に引き続き、障害のある人もない人も地域で安心して生活を送ることができる社会を実現するため、障害児・者とその家族の地域生活を支援します。その実現のために次の6つの視点を設定し、重点施策と将来にわたるあんしん施策の実施により必要な施策の展開を図ります。

- 〔施策展開のための視点〕

 - 障害者の人権の尊重と保障
 - 障害者自身が解決する力の向上
 - 生涯を通じて一貫した支援体制の整備
 - 地域生活を継続するための施策の展開
 - 当事者・地域・行政の協働
 - 将来にわたるあんしんのための施策展開

イ 施策推進の方向

本市が実施する地域生活支援事業については、「横浜市障害者プラン」でめざす社会の実現を図るため、障害福祉サービスと同様に、具体的な数値目標を設定し、障害児・者の地域での生活を支えるために必要なサービス量を計画的に確保し、様々な課題を抱える障害児・者とその家族を支えます。

ウ 神奈川県の実地生活支援事業との役割分担

本市の実地する地域生活支援事業は、障害児・者の地域生活についての一般的な支援を行うこととし、神奈川県の実地する専門的・広域的な支援や人材育成などの事業との役割分担により、相互に事業効果を高めることができるよう、調整しながら進めます。

なお、障害者自立支援法による各事業については、原則として大都市特例の適用はありませんが、従来から本市が実施してきた事業のうち、事業の継続性などから、引き続き本市において実施したほうが適切であると考えられる事業については、神奈川県から事業の実地の委託を受けることなどにより円滑な実施を図ります。

(2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

ア 相談支援

【相談支援機関】

障害種別に関わらずすべての障害を対象に相談支援を行う地域活動ホームのほか、精神障害者生活支援センターや障害者支援施設などにおいて、専門的な相談支援を実施します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
委託機関数	54 か所	56 か所	61 か所

【地域自立支援協議会】

障害者に関わる様々な支援機関相互の連携強化、地域における支援体制やサービス作りを進めるため、各区にひとつの地域自立支援協議会を設置します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
協議会数	17 か所	17 か所	18 か所

【発達障害者支援センター運営事業】

自閉症などの発達障害がある人への専門的な支援を行うため、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援体制の整備を図り、福祉・保健・医療・教育・労働・民間支援団体などと連携して発達障害児・者及びその家族を支援します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所

イ 地域活動支援センター

地域において安心して日々の生活が送れるよう、日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
デイ型	か所	か所	か所	
作業所型	精査中			か所
精神障害者 生活支援センター型				か所
中途障害者 地域活動センター型				18 か所

ウ 移動支援（移動介護・日常必要外出）

単独では外出が困難な障害者の外出時に、適切なサービス利用ができるよう、利用者のニーズを踏まえ、必要なサービス量を確保します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動介護サービス費	44,550 時間分	47,250 時間分	51,800 時間分
	3,300 人分	3,500 人分	3,700 人分

エ コミュニケーション支援

安心して日々の生活を送れるよう、日常生活上必要な方に手話通訳者又は筆記通訳者を派遣します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者派遣	5,294 件	5,453 件	5,617 件
筆記通訳者派遣	1,240 件	1,315 件	1,394 件

オ 日中一時支援

一時的に障害者施設等を利用する障害児・者に、見守りや介護など、必要な支援を提供します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援	精査中		回分
			人分

カ 日常生活用具給付等

重度の身体障害のある方や知的障害のある方などに、日常生活に必要な器具等を給付又は貸与します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	200 件	200 件	200 件
自立生活支援用具	530 件	550 件	610 件
在宅療養等支援用具	520 件	540 件	580 件
情報・意思疎通支援用具	600 件	600 件	630 件
排泄管理支援用具	54,810 件	55,900 件	54,790 件
居宅生活動作支援用具	100 件	100 件	100 件

(3) 地域生活支援事業の見込量の確保のための方策

本市における各サービスの利用者数や利用量は増え続けています。今後も、広く情報提供を行うことなどにより多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が自分にあった事業者を選択することによりサービスの水準も向上していく、といった好ましい循環が生まれるよう、各サービスの確保を進めていきます。

横浜市障害者プラン（第2期）策定に係る

市民意見募集の実施について

横浜市障害者プランとは

障害者基本法により、市町村は、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならないこととされています。

横浜市では、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送れる社会を実現するために、平成15年に「横浜市障害者プラン」を策定しました。

このたび、平成20年度をもって第1期の計画期間が満了するため、平成21年度から26年度までの6年間の計画期間として、第2期のプランを策定することとしました。

市民意見募集へのご協力をお願い

このたび「横浜市障害者プラン（第2期）」を策定するにあたっては、別添の素案をご覧いただいた上で、広く市民のみなさまのご意見・ご要望などをお寄せいただき、より良いプランとしていきたいと考えています。

いただいたご意見やご要望に対しては、個別のお返事はいたしません。後日本市のホームページ等によりご意見の内容とそれに対する考え方などをまとめて公表いたします。

みなさまのご協力をお願いします。

平成 2 1 年 1 月
横浜市障害者施策推進協議会
横 浜 市

横浜市障害者プラン第2期の策定方針について

1 横浜市障害者プラン ～横浜市障害福祉計画～

(1) 策定の趣旨・目的

本市における障害福祉施策の基本的な指針を定め、必要な施策を着実に推進していくため、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に位置づけるものとして平成16年に策定しました（計画期間：5年間）。

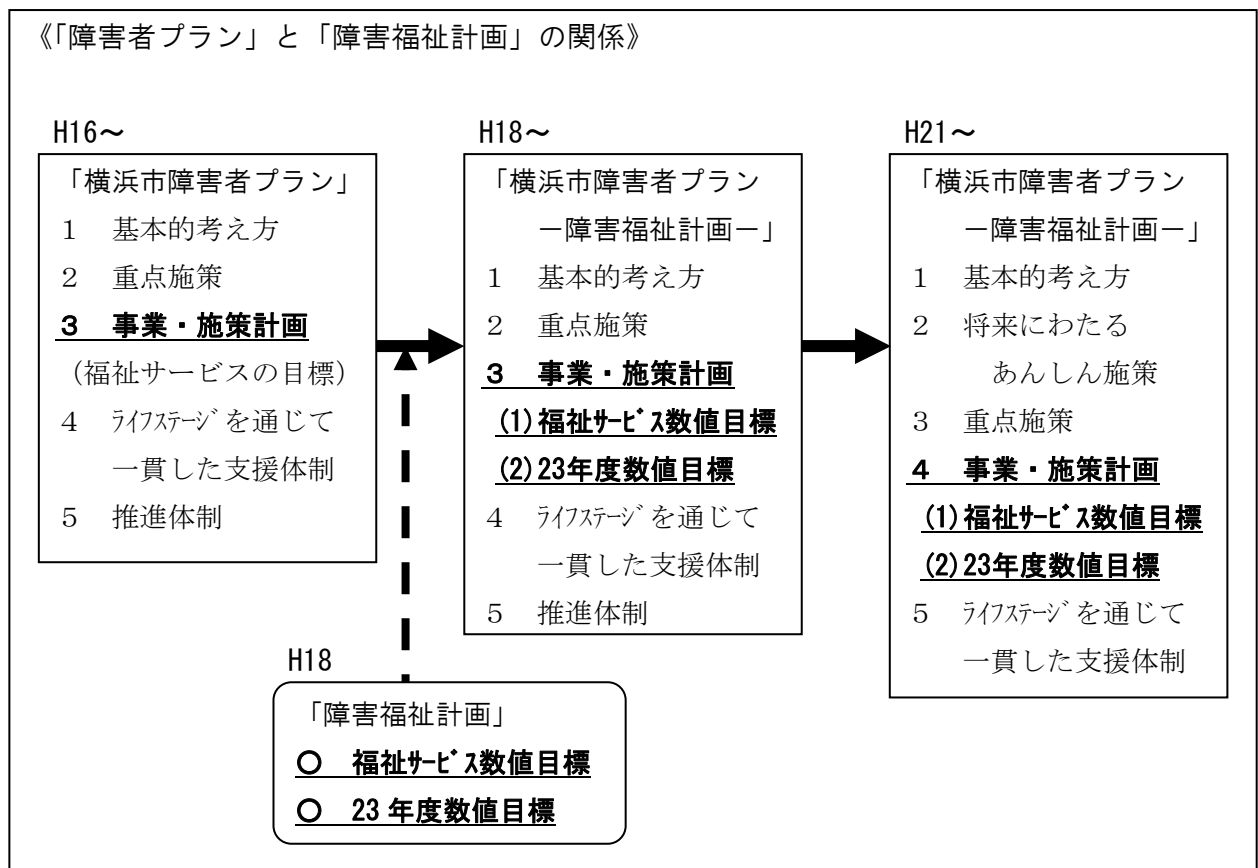
(2) 策定の手法

「横浜市障害者プラン」の策定は、横浜市障害者施策推進協議会に「障害者施策検討部会」を設置し協議することとし、関係各局（健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局等）が事務局として策定に係る事務作業をすすめています。

(3) 障害福祉計画との関係

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、都道府県及び市町村に障害福祉サービスの数値目標等を中心とした障害福祉計画の策定が義務づけられました。

本市でも神奈川県の実施調整のもとで「横浜市障害福祉計画」を策定しましたが、「横浜市障害者プラン」と連動していくため、「横浜市障害福祉計画」を「横浜市障害者プラン」の中に取り込み、一体的に作成することにしました。



2 検討のための基礎数値 —対象となる障害者数（手帳所持者数）—

	身体障害	知的障害	精神障害
18年度末	87,683	16,661	14,133
19年度末	88,689	17,653	15,723
23年度末推計（*）	92,715	22,304	24,085
26年度末推計（*）	95,854	26,580	33,162

*過去3年間と同程度の伸び率で推移した場合の推計値

3 横浜市障害者プラン第2期の策定方針

(1) 横浜市のこれまでの取組成果に基づいた計画とします。

- ・第1期プランの検証・評価結果を踏まえた、次の目標を設定

「プランでめざす社会」（第1期プランから継続）

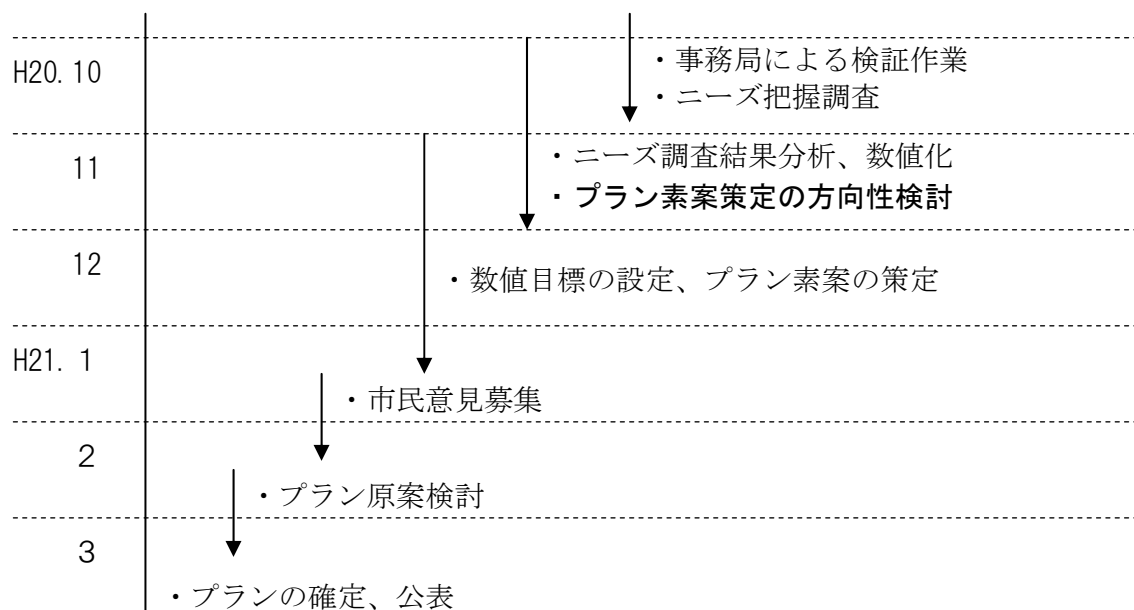
- ・障害者が自らの意思で選択し生活を決めることができる社会
- ・障害者が住み慣れた地域で生活を送れる社会
- ・障害者が安心して日々の生活を送れる社会
- ・障害児の学習環境を整備し、生活を支えていく社会

(2) 障害特性やライフステージを踏まえたきめ細かな施策の展開を図ります。

- ・身体・知的・精神の3障害をあわせた総合的な施策体系
- ・発達障害・高次脳機能障害・難病などに対応できる施策検討

(3) 「障害福祉計画」（法定の計画期間：3年間）との整合を図るため、「障害者プラン」の計画期間を6年間（平成21年度～26年度）とします。

4 スケジュールの概要

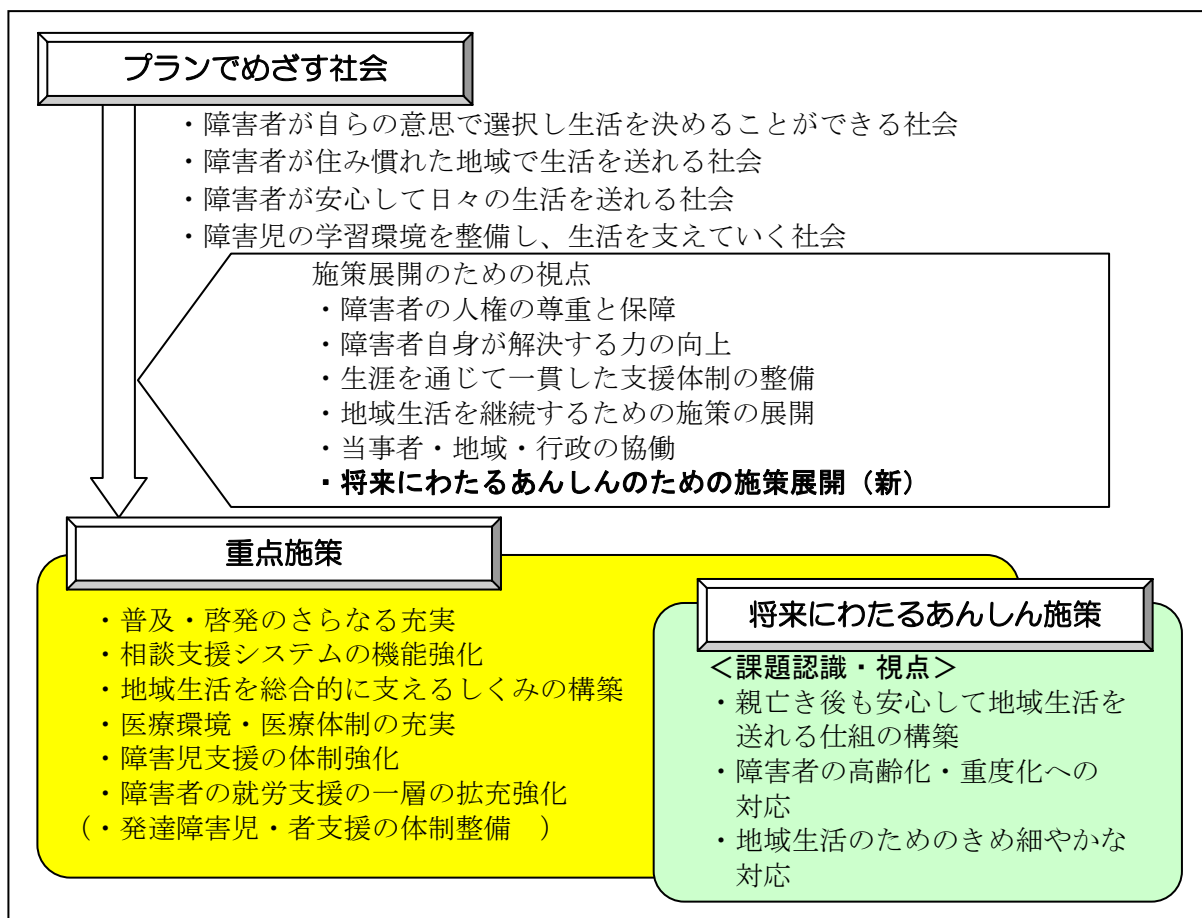


5 横浜市障害者プラン（第1期） 検証結果



6 横浜市障害者プラン（第2期）構成案

〔第1章〕 基本的な考え方



〔第2章〕 将来にわたるあんしん施策

○親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組の構築

- ・ 利用しやすい後見制度
〔課題認識〕 身上監護を含めた対応
法人等によるチームとしての後見手法の検討
家族がいる間からの早期対応、家族支援
費用負担
- ・ 地域生活を総合的に支援する体制づくり
〔課題認識〕 緊急時の対応（短期入所、訪問系サービス等）
総合的な移動支援施策の体系検討

○障害者の高齢化・重度化への対応

- 〔課題認識〕 重心等医療ケア対応
日中も安心して暮らせる‘住まい’の場の整備

○地域生活のためのきめ細やかな対応

- 〔課題認識〕 医療サービス・受診環境の充実
総合的な移動支援施策の体系検討
生活基盤整備
新たな障害への対応
人材確保 など

〔第3章〕 重点施策・・・第1期の成果を前提に、さらなる展開を図る。

(1) 普及・啓発のさらなる充実 (←第1期：普及啓発のさらなる充実)

- 「セーフティネットプロジェクト横浜」の活動支援
- 普及・啓発を目的とした情報発信の充実と強化
- 普及・啓発活動の地域展開

(2) 相談支援システムの機能強化 (←第1期：相談支援システムの体制整備)

- 相談支援機関相互の連携強化(ブロック会議等)
- 個別支援会議における課題解決能力の向上
- 地域自立支援協議会の活用

(3) 地域生活を総合的に支えるしくみの構築 (←第1期：地域生活移行システムの構築)

- グループホーム・ケアホームの機能強化、充実
- 緊急時対応の強化、拡充
- 総合的な移動支援施策の体制構築

(4) 医療環境・医療体制の充実 (←第1期：医療環境・医療体制の充実)

- 障害児・者の受診環境の整備
- 障害児・者に対する在宅での看護及び介護等の充実

(5) 障害児支援の体制強化 (←第1期：障害児の生活・学習環境の整備)

- 障害児の生活支援施策の充実
- 障害児の学習環境の整備

(6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化 (←第1期：障害者の就労支援の拡充)

- 就労支援基盤の強化
- 雇用の場の拡大
- 就労に向けたスキルアップ

(7) 発達障害児・者支援の体制整備 (←新規追加)

- 発達障害に対する理解の促進
- 支援を行う機関・人材の育成
- 関係機関の連携による支援体制の整備

〔第4章〕 障害福祉計画

- これまでの福祉サービス給付実績及びニーズ把握調査結果を踏まえた目標設定

〔第5章〕 ライフステージを通じて一貫した支援体制

- ニーズ把握調査結果に基づいて将来像を提示

〔第6章〕 推進体制・関連する他の計画との連動

- 地域福祉計画(H21~H25)、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(H21~H23)
- 将来にわたるあんしん施策を推進するためのプロセス

・「横浜ならでは」の施策展開を図るため、障害当事者、家族、障害者団体、事業者等と行政、関係機関が共に作り上げていく。さまざまな場で聞き取った意見を踏まえ、障害者施策推進協議会や障害者施策検討部会等での協議を通じて具体化していく。

7 ニーズ把握調査の概要

(1) アンケート調査

<送付対象者数> 身障 5,000名
知的 1,000名
精神 1,000名
<回答数> 3,689名 (回答率 52.7%)

(2) グループインタビュー

<実施回数> 22回実施
障害者団体 10団体
施設・グループホーム・作業所等 利用者 6グループ
同 支援者 3グループ
家族会・保護者会等 13団体・グループ

8 市民意見募集 実施手続きの概要

(1) 素案の公表・意見募集期間

平成21年1月19日(月) ～ 平成21年2月13日(金)

(2) ご意見・ご要望等の応募方法

○E-Mail

(メールアドレス kf-syokikaku@city.yokohama.jp)

○郵送・ファクシミリ

(郵送またはファクシミリの場合、挟み込まれている応募用紙をご利用ください。
返信用封筒をご利用いただく場合は、切手を貼っていただく必要もありません。)

(3) 連絡先

市民意見募集の実施に関するお問い合わせは、

健康福祉局障害企画課企画調整係

電話 045-671-3603

FAX 045-671-3566

横浜市障害者プラン（第2期）素案に関する

ご意見・ご要望等

I 基本的な考え方 について

II 将来にわたるあんしん施策 について

III 重点施策 について

IV 横浜市障害福祉計画 について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

○ その他 ご意見・ご要望等がありましたら、ご自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

よろしければ、ご住所・お名前などをお書きください。

ご住所			
お名前		年 齢	

横浜市在宅心身障害者手当の見直しについて

1 市民意見募集（平成 20 年 9 月）時までの考え方（検討内容）

【現在の在宅障害者手当】

中度（2.5万円/年） ① 身障 3級 ② IQ 36～40 ③ 身障4級+IQ50以下
重度（3.5万円/年） ① 身障 1・2級 ② IQ 35以下 ③ 身障3級+IQ50以下
最重度（6万円/年） 身障1・2級 +IQ35以下の重複障害
対象者 55,840人 予算額 1,875百万円



【①将来にわたるあんしん施策と②新たな在宅障害者手当】

①将来にわたるあんしん施策 ・ 親亡き後もあんしんして地域生活が送れる仕組み ・ 障害者の高齢化・重度化への対応 ・ 医療サービスをはじめとした地域生活のためのきめ細かな対応
②新たな在宅障害者手当 （精神障害者を含む3障害 約5,000人対象） ・ 身体・知的・精神の重複障害など極めて重度の方 ・ 所得要件の導入

2 市民意見募集（平成 20 年 9 月）、障害者団体等との意見交換（平成 20 年 8 月～10 月）

- ① 在宅障害者手当のあり方としては、見直しを行い、新たな施策を充実すべきである。
- ② 「一律の現金給付」を「将来にわたるあんしん施策」へ転換することについて、具体化が切実に求められている。
- ③ 「重度軽度と差別することは反対」という意見が多く、すべての障害者が必要なときに必要なサービスを受けられる体制の整備を求められている。
- ④ 「生活の困難性」は、障害者手帳の等級で計れるものではない。

3 横浜市障害者施策推進協議会における協議（平成 20 年 11 月）

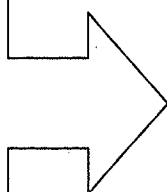
市民意見募集や団体意見を踏まえ、在宅障害者手当を次のように転換していくことを案とし、障害者プラン第2期に明記することを提案する。

「将来にわたるあんしん」施策は、障害者・家族に切実に求められている。これを実現するために、一律の現金給付である在宅障害者手当をすべて見直し、その予算を活用して必要な施策へ転換していくことが必要である。

4 横浜市の考え方

【現在の在宅障害者手当】

現在の「在宅障害者手当」は、すべて廃止し、「将来にわたるあんしん施策」に転換していく



【将来にわたるあんしん施策】

① 親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築
後見的支援の充実

② 障害者の高齢化・重度化への対応
住まいの場の充実、医療的ケア対応

③ 地域生活のためのきめ細かな対応
医療、受診環境の充実、総合的な移動支援施策体系の検討

対象者—必要な人に必要な施策を—

5 今後のスケジュール（案）

- 平成 21 年 2 月 横浜市在宅心身障害者手当支給条例廃止議案の付議
- 平成 22 年 4 月 条例廃止の施行（手当の廃止）、「将来にわたるあんしん施策」実施